

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

1 平成30年中の国会状況

平成30年中には次の2国会が開催された。

国会回次	召集日	閉会日	会期
第196回通常会	30. 1. 22	30. 7. 22	182日間
第197回臨時会	30. 10. 24	30. 12. 10	48日間

2 第196回国会(通常会)の総括

(1) 会 期

今国会は、1月22日(月)に召集され、同日開会式を行った。会期は32日間延長されて、7月22日(日)までの182日間となった。

(2) 施政方針演説と主な議論

1月22日(月)に開会式が行われるとともに、(衆)(参)本会議において、政府四演説(安倍内閣総理大臣の施政方針演説、河野外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説、茂木国務大臣の経済演説)が行われた。

安倍総理の施政方針演説では、働き方改革の断行を前面に出し、外交面ではTPP11の早期発効や北朝鮮問題への対応等を打ち出した。農政面では、「農林水産新時代」として、林業改革、水産業改革に言及し、このほか、人づくり革命、生産性革命について具体案を示した。

政府四演説に対する代表質問は、(衆)で1月24日(水)と25日(木)、(参)で25日(木)と26日(金)のそれぞれ2日間行われた。

農林水産省関係では、福島原発事故に伴う輸入規制への対応、捕鯨政策、所得倍増の認識、米政策、農林水産業の持続可能な発展、中山間地農業の振興、TPP、日EU・EPAへの対応、農林水産業改革等についての議論が行われた。

(3) 平成29年度補正予算審議

平成29年度補正予算案(総額2兆7,073億円)については、IT導入支援や保育の受け皿整備など生産性革命・人づくり革命に係る対策のほか、九州北部豪雨災害の復旧対策、北朝鮮情勢を受けた防衛費等を内容として開会日の1月22日(月)に提出された。

農林水産省関係では、日EU・EPAの大筋合意を受け、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業等に加え、国産チーズや木材製品の競争力強化対策等が盛り込まれた「大綱」実現予算を中心に、総額4,680億円が計上された。

また、(衆)(参)予算委における提案理由説明は26日(金)に行われた。

平成29年度補正予算案は、1月30日(火)に(衆)本会議で可決、2月1日(木)に(参)本会議で可決され、成立した。

(4) 平成30年度予算

平成30年度総予算案(総額97兆7,128億円)については、1月22日(月)に提出された。

農林水産省関係では、農地中間管理機構による農地集積・集約化や水田フル活用、林業成長産業化総合対策など総額2兆3,021億円が盛り込まれた。

平成30年度総予算案は、2月28日(水)に(衆)本会議で可決され、(参)に送付された。(参)では3月28日(水)の(参)本会議で可決・成立した。

農林水産省関係の総予算審議では、災害対策、農林業作業事故対策、米政策、鳥獣被害対策、農業農村整備事業、TPP11による農業への影響等に係る質疑が行われた。

(5) 法案審議

政府提出法案は、新規提出65本、継続1本があり、うち61本が成立した。(成立率92.4%)

(6) 農林水産委員会

ア 農林水産省提出法案

農林水産省からは9件の法案(水産加工資金法案、都市農地法案、農業経営基盤強化法案、農林年金法案、森林経営管理法、農林漁業信用基金法案、卸売市場法案、土地改良法案、農薬取締法案)を提出し、いずれの法案も成立した。このうち、都市農地法案は(参)先議で審議された。

水産加工資金法案(日切れ法案)は、2月6日(火)に国会に提出され、(衆)農水委では3月20日(火)の(衆)農水委で提説が行われた。3月22日(木)に質疑・採決が行われ、23日(金)の(衆)本会議で可決された。(参)農水委では3月27日(火)

に提説、29日(木)に質疑・採決が行われ、30日(金)の(参)本会議で可決・成立した。

都市農地法案((参)先議)は、3月6日(火)に国会に提出され、4月3日(火)に(参)農水委で提説、5日(木)に質疑・採決が行われ、6日(金)の(参)本会議で可決された。(衆)では、6月7日(木)に(衆)農水委で提説、19日(火)に質疑・採決が行われ、20日(水)の(衆)本会議で可決され成立した。

農業経営基盤強化法案は、3月6日(火)に国会提出され、3月28日(水)に(衆)農水委で提説、4月4日(水)に質疑・採決が行われ、5日(木)の(衆)本会議で可決された。(参)では、4月10日(火)に(参)農水委で提説、19日(木)に質疑・採決は5月10日(木)に行われ、11日(金)の(参)本会議で可決され成立した。

農林年金法案は、3月6日(火)に国会提出され、4月18日(水)に(衆)農水委で提説、5月9日(水)に質疑・採決が行われ、10日(木)の(衆)本会議で可決された。(参)では、15日(火)に提案理由説明、17日(木)に質疑・採決が行われ、18日(金)の(参)本会議で可決され成立した。

森林経営管理法案及び農林漁業信用基金法案は、3月6日(火)に国会提出され、このうち、森林経営管理法案については3月29日(木)の(衆)本会議で趣旨説明、質疑がなされた後、(衆)農水委において、両案一括で4月5日(木)に提案理由説明、11日(水)に質疑、12日(木)に参考人質疑、17日(火)に質疑・採決が行われ、19日(木)の(衆)本会議で可決された。(参)では、5月16日(水)に(参)本会議で趣旨説明・質疑が行われ、(参)農水委において両案一括で17日(木)に提案理由説明、22日(火)に質疑・参考人質疑、24日(木)に質疑・採決され、25日(金)の(参)本会議で可決され成立した。

卸売市場法案は、3月6日(火)に国会提出され、5月10日(木)に(衆)本会議で趣旨説明・質疑が行われ、(衆)農水委では16日(水)に提説、23日(水)に質疑・参考人質疑、24日(木)に質疑・採決が行われ、25日(金)の(衆)本会議で可決された。(参)では、6月8日(金)に(参)本会議での趣旨説明・質疑が行われ、(参)農水委では12日(火)に提案理由説明・質疑・参考人質疑、14(木)に質疑・採決が行われた。その後、15日(金)の(参)本会議で可決され成立した。

土地改良法案については、3月9日(金)に国会提出され、5月10日(木)に(衆)農水委で提説、15日(火)に質疑・採決が行われ、18日(金)の(衆)本

会議で可決された。(参)では、5月29日(火)に(参)農水委で提説、31日(木)に質疑・採決が行われ、6月1日(金)の(参)本会議で可決され成立した。

農薬取締法案については、3月9日(金)に国会提出され、5月30日(水)に(衆)農水委で提案理由説明、31日(木)に質疑・採決が行われ、6月1日(金)の(衆)本会議で可決された。(参)では、6月5日(火)に(参)農水委で提説、7日(木)に質疑・採決が行われ、8日(金)の(参)本会議で可決され成立した。

イ 議員提出法案の動き

今国会では、193回国会で廃止した主要農作物種子法を復活させるために野党5党1会派が共同提出した(衆)主要農作物種子法案について、6月6日(水)に(衆)農水委で提説・質疑が行われ、継続処理が行われた。

また、(衆)国有林野事業職員関係2法案、(衆)畜産経営安定法、(衆)農業者戸別所得補償法案が提出されたが、いずれも(衆)農水委で審議されることなく継続処理が行われた。他方、(参)では、(参)農地法案が提出されたが、委員会に付託されることなく廃案となった。

3 第197回国会(臨時会)の総括

(1) 会 期

今国会は、10月24日(水)に召集され、同日開会式を行った。会期は12月10日(月)までの48日間となった。

(2) 所信表明演説と主な議論

10月24日(水)に開会式が行われるとともに、(衆)(参)本会議において、政府演説(安倍内閣総理大臣の所信表明演説、麻生財務大臣の財政演説)が行われた。

安倍総理の所信表明演説では、夏の災害からの復旧・復興を前面に出し、農林水産関係の支援策にも言及した。このほか、全世代型社会保障改革、外国人材の活用について具体案を示した。また、外交面で、日米物品貿易協定の交渉開始、日EU経済連携協定の早期発効や国内対策等を打ち出した。農政面では、「農林水産新時代」を切り開く施策として、コメ政策改革、輸出拡大、水産業改革に言及し、水産業改革では、漁業法の抜本的な改正に言及した。

政府演説に対する代表質問は、(衆)で10月29日(月)と30日(火)、(参)で30日(火)と31日(水)のそれぞれ2日間行われた。

農林水産省関係では、農業者戸別所得補償制度、農業の成長産業化、捕鯨政策、水産業改革、米政策等についての議論が行われた。

(3) 平成30年度補正予算審議

平成30年度補正予算案(総額9,356億円)については、平成30年7月豪雨をはじめとする気象災害や北海道胆振東部地震の復旧対策等を内容として、開会日の10月24日(水)に提出された。

農林水産省関係では、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の災害への対応として、総額974億円が計上された。

また、予算委における提案理由説明は(衆)では10月31日(水)に、(参)では11月5日(月)に行われた。

(衆)(参)予算委における補正予算案の審議はそれぞれ2日ずつ行われ、11月7日(水)の(参)本会議において、可決され成立した。

(4) 法案審議

政府提出法案は、新規提出13本、継続4本があり、うち15本が成立した。(成立率88.2%)

(5) 農林水産委員会

ア 農林水産省提出法案

農林水産省からは2件の法案(漁業法案、地理的表示法案)を提出し、農水委で審議され、いずれの法案も成立した。

地理的表示法案は、11月6日(火)に国会提出され、11月14日(水)に(衆)農水委で提説を行い、20日(火)に質疑・採決が行われ、22日(木)の(衆)本会議で可決された。(参)では、11月27日(火)に提説、29日(木)に質疑・採決が行われ、11月30日(金)に可決され成立した。

漁業法案は、11月6日(火)に国会提出され、11月15日(木)の(衆)本会議で趣旨説明・質疑が行われた。11月21日(水)に(衆)農水委で提説が行われ、11月22日(木)に質疑、26日(月)の参考人質疑、27日(火)に質疑を行い、28日(水)に採決され、29日(木)の(衆)本会議で可決された。(参)では、11月30日(金)に(参)本会議で趣旨説明・質疑が行われ、(参)農水委で12月4日(火)に提説・質疑、6日(木)に、参考人質疑・質疑が行われた。その後、(野)から農林水産委員長解任決議が提出されたことから、決議案が12月7日(金)に(本)で否決された後、同日可決された。その後、8日(土)の(参)本会議で可決され成立した。

イ 議員提出法案の動き

今国会では、会期が短いことや、漁業法の審議で与野党の対立が生じたこともあり、議員立法については、(衆)では提出、継続案件の審議などは行われず、既に提出済の議員立法について、会期末に継続処理が行われた。(参)では、(参)農地法案、(参)森林法案が提出されたが、委員会に付託されることなく廃案となった。

第2節 災害対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、農林水産関係に甚大な被害をもたらした。昨年の年報記述後の状況変化及び農林水産省の対応と今後の取組について記述する。

平成30年度は、平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号、北海道胆振東部地震、台風第24号等により、農作物等、農地・農業用施設、林地、林道施設、漁港施設等に被害が生じた。被害額は、農林水産物で約441億円、農林水産関係施設で約5,245億円、総額約5,686億円となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

1 東日本大震災

(1) 復旧・復興について

ア 農地の復旧・復興

(ア) 被災した農地(21,480ha)については、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。平成31年3月末時点で、18,150ha(92%)で営農再開が可能となった。令和元年度末までに18,420ha(93%)で営農再開が可能となる予定である。

(イ) この農地復旧と併せて、農地の大区画化を予定している地区で整備を推進した。

イ 漁港等の復旧・復興

(ア) 平成30年3月末現在で、被災した319漁港全てにおいて陸揚げ可能になっている。今後は、被災した全ての漁港施設の復旧完了を目指す。また、平成31年1月末時点で、被災した785の水産加工施設のうち、754施設(96%)で業務を再開した。

(イ) 操業再開を希望する漁業者への漁船の供給は進んできているが、本格的な操業再開に向け福島県の漁業者への支援を継続することが必要である。

- ウ 先端技術の現地実証研究と社会実装促進
- (7) 官民連携の下、被災地において、成長力のある新たな農林水産業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を駆使した現地実証研究を、岩手県、宮城県及び福島県で実施している。
- (イ) これまで実証を行ってきた様々な技術の一部は、再生された農業生産団地などで取り入れられつつあり、今後はこれら一連の技術の社会実装促進に取り組み、被災地への普及を図る。
- エ 海岸防災林の再生
- 被災した海岸防災林を再生する取組を推進している。復旧を要する海岸防災林約164kmは、平成31年3月末時点で、すべての箇所ですべての箇所で工事に着手し、うち約119kmで完了した。令和2年度末までに全体復旧を完了する予定である。

(2) 原子力発電所事故への対応

- ア 安全な食料の供給
- (7) 農地の反転耕やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施している。併せて、作付制限や収穫後の検査により安全性を確保している。
- (イ) 福島県では、県全域で米の全袋検査を実施している。
- イ 放射性物質の濃度水準の状況
- 農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低下している。平成30年度の検査結果では、基準超過点数は947万点の検査点数中0点(29年度は1,020万点中1点)となった。
- ウ 農林水産業の再開に向けた取組
- (7) 農用地等の除染、生活インフラの復旧と併せて、農地、農業用施設などの農林水産業関連インフラの復旧等を実施した。
- (イ) 農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後農地等の保全管理や作付実証など営農再開に向けた取組を切れ目なく支援した。
- (ウ) 森林・林業の再生に向け、公的主体による間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を推進した。
- (エ) 操業を全面自粛している福島県では、平成31年3月末時点で13漁業種、全ての魚介類(ただし、原子力災害対策本部長から出荷制限の指示等を受けている魚介類を除く)で試験的な操業・販売を行った。
- エ 「食べて応援しよう！」の推進
- (7) 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下で、全府省庁の食堂・売店を含め、被災地産食品の利用・販売の拡大を推進している。

- (イ) 平成31年3月末までに、被災地産食品販売フェア等が1,289件、社内食堂等での食材利用が237件など、1,630件の取組が行われた。
- オ 円滑な賠償金の支払いに向けた働きかけ
- 農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対して、賠償金の適切な支払いを求めている。平成31年3月末までに合計約9,310億円が東京電力に請求され、約8,978億円が支払われた(約96%)。

2 主な地震及び台風等風水害

(1) 平成30年7月豪雨による被害

- ア 災害の状況
- 6月28日以降、華中から日本海を通過して北日本に停滞していた前線は7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。また、6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。
- 前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。
- 6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mmを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2~4倍となる大雨となったところがあった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。この大雨について、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府11県に特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけた。
- 風については、台風第7号の通過に伴い、沖縄から西日本で7月1日から5日にかけて最大風速20mを超える非常に強い風を観測した。また、沖縄・奄美から九州地方にかけて海は大しけとなった。
- これらの影響で、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となった。また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害が発生した。

第1章 大臣官房

農林水産関係では、広島県、愛媛県、高知県、岡山県等で、農作物等 21,791ha、農地 26,821 か所、農業用施設 23,371 か所、林地荒廃 2,954 か所、林道施設等 9,595 か所等に、総額で約 3,409 億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の主な対応

(7) 体制整備等

- a 農林水産省災害情報連絡室を設置(7月5日 17:30)
- b 農林水産省緊急自然災害対策本部へ改組(7月7日 10:30)
(近畿、中国四国、九州農政局、中部、近畿中国、四国、九州森林管理局災害対策本部設置)
- c 農林水産省緊急自然災害対策本部(第2回)を開催(7月8日 9:30)
- d 農林水産省緊急自然災害対策本部(第3回)を開催(7月9日 10:20)
- e 小此木防災担当大臣を団長とする政府調査団の現地調査(岡山県及び広島県)に、大臣官房文書課、農村振興局及び林野庁の職員を派遣(7月9日)
- f 大臣官房総括審議官及び本省職員を被災地に派遣(7月10日)
- g 農林水産省緊急自然災害対策本部(第4回)を開催(7月10日 15:00)
- h 農林水産省緊急自然災害対策本部(第5回)を開催(7月12日 9:45)
- i 農林水産省緊急自然災害対策本部(第6回)を開催(7月13日 9:40)
- j 農林水産省緊急自然災害対策本部(第7回)を開催(7月14日 10:40)
- k 平成30年7月豪雨に関する農林水産省相談窓口を設置(7月14日)
- l 農林水産省緊急自然災害対策本部(第8回)を開催(7月15日 9:00)
- m 農林水産省緊急自然災害対策本部(第9回)を開催(7月16日 10:40)
- n 「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策について」を決定(7月16日)
 - (a) 災害復旧事業等の促進
 - (b) 共済金の早期支払等
 - (c) 災害関連資金の特例措置
 - (d) 農業用ハウス等の導入の支援
 - (e) 営農再開に向けた支援
 - (f) 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援

- (g) 農地・農業用施設の早期復旧等の支援
- (h) 林野関係被害に対する支援
- (i) 水産関係被害に対する支援
- (j) 災害廃棄物処理事業の周知
- (k) 地方財政措置による支援
- o 農林水産省緊急自然災害対策本部(第10回)を開催(7月17日 9:50)
- p 齋藤農林水産大臣が岡山県及び広島県において現地調査(7月17日)
- q 齋藤農林水産大臣が愛媛県において現地調査(7月18日)
- r 農林水産省緊急自然災害対策本部(第11回)を開催(7月19日 17:55)
- s 「全国ため池緊急点検の実施について」を決定(7月19日)
- t 農林水産省緊急自然災害対策本部(第12回)を開催(7月22日 9:50)
- u 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(第1回)を開催(7月24日 15:00)
- v 倉敷市において、農業者に対し、「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策」について、現地説明会を開催(7月25日)
- w 農林水産省緊急自然災害対策本部(第13回)を開催(7月27日 14:25)
- x 農林水産省緊急自然災害対策本部(第14回)を開催(7月29日 17:10)
- y 上月農林水産大臣政務官が兵庫県において現地調査(7月30日)
- z 農林水産省緊急自然災害対策本部(第15回)を開催(7月30日 17:45)
- aa 谷合農林水産副大臣が広島県及び愛媛県において現地調査(8月1日)
- ab 「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策について」を改訂(8月2日)
 - (a) 災害復旧事業等の促進
 - (b) 共済金の早期支払等
 - (c) 災害関連資金の特例措置
 - (d) 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援
 - (e) 営農再開に向けた支援
 - (f) 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援
 - (g) 農地・農業用施設の早期復旧等の支援
 - (h) 林野関係被害に対する支援
 - (i) 水産関係被害に対する支援

- (j) 災害廃棄物処理事業の周知
- (k) 地方財政措置による支援
- ac 農林水産省緊急自然災害対策本部(第16回)を開催(8月3日 9:45)
- ad 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(第2回)を開催(8月7日 17:45)
- ae 愛媛県において県、市町村、関係団体に対し、「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策」について、現地説明会を開催(8月9日)
- af 広島県、岡山県、福岡県において県、市町村、関係団体に対し、「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策」について、現地説明会を開催(8月10日)
- ag 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(第3回)を開催(8月23日 16:30)
- ah 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(第4回)を開催(8月24日 13:50)
- ai 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(第5回)を開催(9月3日 18:30)
- aj 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(第6回)を開催(9月4日 13:10)
- ak 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(第7回)を開催(9月6日 12:00)
- al 吉川農林水産大臣が愛媛県及び広島県、岡山県において現地調査(10月13日)

※ 合計：1,077,614点

配送先		到着日	主な支援品目	数量(概数)
岡山県	県拠点	7月12日 ～7月30日	スポーツドリンク、お茶、野菜ジュース等	585,660
	小田郡矢掛町	7月10日 ～7月19日	水、クラッカー、乾パン等	28,032
	倉敷市真備町	7月9日	パン	6,000
広島県	県拠点	7月12日 ～7月20日	水、スポーツドリンク、お茶等	203,004
	呉市等	7月10日 ～7月15日	パン、水、パックご飯等	153,988
愛媛県	県拠点	7月11日 ～7月18日	パックご飯、水、レトルトおかゆ等	98,930
高知県	大月町	7月14日	水	2,000

(イ) 食料供給

a 食料支援の実績

農林水産省が手配した食料支援は、県・地域ごとに以下のとおり到着した。各県の拠点に到着したものは、その後、県下の避難所等に届けられた。また、特定の地域に到着したものは、それぞれの市町村において配布された。

- b 被災地域のある府県を管轄する地方農政局が、7月9日から5日間、被災地域のスーパー、コンビニ等の店舗を巡回して、食料等の品薄・欠品状況を調査し把握するよう指示した。(7月9日)品薄が残る地域においては、6日目以降も継続して調査を行うこととし、調査9日目の結果でも、品薄・欠品はほぼ解消されている。このため、調査を終了する。(7月17日)
- c 大手コンビニエンスストア5社の5店舗が営業を停止。(9月10日時点)
- d 大手スーパーマーケットの2店舗が営業を停止。(9月10日時点)
- e コカ・コーラボトラーズジャパンの広島県三原市の本郷工場及び工場と隣接する物流拠点において浸水の被害が発生し、操業を停止(7月24日時点)。また、キューピー(株)は、缶の製造を委託している資材メーカーが冠水により大きな被害を受けたことから、当該資材を使用する缶入りミートソース・料理用ソースの5品目の製造・販売を休止。その他には、現時点で大手企業の被災情報は確認されず(7月29日時点)。

旭醤油醸造場(愛媛県宇和島市)については、15日に農林水産省職員が経済産業省とともに

訪問して被災状況を確認、復旧に向けた要望を聴取。

(ウ) 食料供給可能量

a 日本パン工業会、日本即席食品工業協会、全国包装米飯協会、清涼飲料主要各社に確認したところ、各社が提出した供給可能量(※)に沿った協力を特に支障はないとの報告あり。※緊急災害時対応食料供給体制整備調査結果(平成30年3月)。

b 政府所有米穀(備蓄精米)の在庫状況は、以下の約511tとなっており、各受託事業体に対し「指示があれば、備蓄精米を出庫できる準備をするよう」連絡済み。

千葉県千葉市	85 t
神奈川県横浜市	84 t
神奈川県厚木市	87 t
京都府舞鶴市	85 t
兵庫県神戸市	85 t
福岡県福岡市	85 t

(エ) 農産関連

a 営農技術指導

(a) 被害を受けた農作物が湿害や病害虫の影響を極力受けないよう、今般の豪雨に先立って6月8日付で発出した通知に基づき、営農可能な地域については、排水対策・防除等を徹底。さらに、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応を図るため、冠水被害を受けたほ場の防除対策、集出荷施設等が被災した場合の対応等を内容とする通知を7月11日に発出。

(b) 水稻、麦、大豆等について、冠水や土砂の流入といった被害が発生。また、一部の乾燥調製貯蔵施設等も土砂の流入等によって被害を受けた。

(c) 農作物の集出荷施設が被害を受けている地域については、地域内の他の集出荷施設の利用等により円滑な出荷のための対応を行うよう、7月11日に関係機関に要請。

(d) 平成30年7月11日付で病害虫発生予報第4号をプレスリリースし、通常の発生予察情報に加え、大雨の影響を受けた地域に対する病害虫防除指導を実施。

b 愛媛県のかんきつ園地被害と営農への対応

(a) 愛媛県宇和島市等のかんきつ園地において、土砂崩れによる園地崩壊、パイプラインや配管の損傷等の大きな被害が生じている。宇和島市においては、吉田町以外の地

区は道路が徐々に復旧しており、一部を除きスプリンクラーも稼働可能なことを確認。

(b) 7月15日、農林水産省職員と農研機構職員が現地を調査。道路も寸断されており、人力での散水も困難な園地が広範にわたっていることを確認。これを踏まえ、宇和島市が行う復旧・復興を支援するため、17日から農林水産省職員を現地に派遣。

(c) 7月18日に宇和島市役所及びJAえひめ南の関係者と防除に関し、今後とり得る対応について意見交換。19日、航空防除の可能性について、JAえひめ南の関係者と被災園地の現地調査及び打合せを実施。20日、被災園地において、防除用の無人航空機による試験散布を実施。30日からドローンによる航空防除の申請について生産者から受付を開始し、8月10日から防除を実施。

c 野菜価格

(a) 主要な市場である東京都中央卸売市場、大阪市中央卸売市場では、豪雨に加え、7月中旬以降の酷暑や小雨等の影響により一部品目で入荷量が減少し、価格が高値水準にあったが、9月上旬頃には概ね平年並みに戻り、その後は豪雨による価格への影響は見られない。

d 野菜価格

(a) 主要な市場である東京都中央卸売市場、大阪市中央卸売市場のもも・ぶどうの価格について、9月7日時点では、豪雨の前後で大きな変化は見られない。

(オ) 畜産関連

a 道路の寸断等により、京都府、岡山県、広島県等9府県において、配合飼料の搬送に支障が生じたが、広島県を除き、8月1日までに復旧。広島県については、配合飼料関係事業者等による小分け配送の実施や道路の仮復旧(8月29日)等により、配合飼料の供給を確保。8月31日時点で、広島県についても復旧。

b 集送乳や乳業工場での処理が滞ったこと等により、岡山県、広島県、愛媛県等6府県の酪農家において、生乳廃棄があった(合計108t)が、中央酪農会議等関係団体に対応を要請し、7月13日までに全戸出荷再開。乳業工場については、京都府、岡山県、広島県内の5工場が製造を停止したが、14日までに4工場が製造再開。被害の大きかった広島県の1工場については、17日、本省担当官を派遣し、

- 被害状況調査を実施。当該工場については、一物品目から、10月上旬より試験操業、11月5日からの学校給食用牛乳、12月4日から学校給食用以外の牛乳等、12月5日からは搾乳、平成31年3月3日から果汁飲料の製造・出荷が再開されたことにより、全品目が製造・出荷されている状況。
- c 愛媛県の被害の出ている酪農経営における被害状況の早急な把握等のため、7月20日から本省担当官及び(独)家畜改良センター職員を派遣。7月21及び22日、被災した畜産農家の調査を実施。
- d 牛肉の卸売価格は、ほぼ例年並みの水準となっている。豚肉の卸売価格は、7月下旬以降、猛暑の影響により高水準にあったが、8月中旬以降は、出荷頭数も回復し、価格はほぼ例年並みの水準になった。
- e 愛媛県の食肉処理施設が浸水により、稼働できない状況となり、7月13日から他地域への振替出荷を実施。7月20日及び23日に当該施設の被害状況の早急な把握等のため、本省担当官を派遣。また、8月22日に当該施設の復旧状況の把握や復旧に向けた支援策の説明のため、本省担当官を派遣。9月18日に試験操業を開始し、10月15日に本稼働。
- f 各農政局畜産課が、各県畜産部局と被害状況の共有や支援策の活用に向けた打合せを実施。
- (カ) 農地・農業用施設関係
- a 被害調査支援
- (a) 農地・農業用施設の被害の全容を早期に把握するため、農政局から、被災各府県にリエゾン(水土里(みどり)災害派遣隊)を派遣。(7月10日から、中国四国農政局管内の7県で実施)。
- (b) 農地・農業用施設の被害状況調査を支援するために、農政局職員(水土里(みどり)災害派遣隊)を被災地へ派遣。(リエゾン含め、累計2府18県へ延べ2,327人・日派遣。)
- b 農業用ダム、用水路
- (a) 大雨特別警報が発令された4農政局管内の67の国営造成ダムについて、降水量等に応じ、順次、施設管理者による臨時点検を実施した結果、ダム本体等に係る重大な異常は確認されなかった。(～7月12日)
(貯水池内の法面の一部崩落等：4ダム、異常なし：51ダム、点検不要：12ダム)
- (b) 1道2府31県の農業用排水路、用排水機場、頭首工(堰)、農道等の農業用施設において、土砂の流入や道路崩落による管損傷、ポンプ場への浸水、路面の亀裂・崩壊等の被害が発生。
- c ため池
- (a) 大雨特別警報が発令された地域のため池について、順次、施設管理者による点検を実施。農研機構が岡山県及び広島県の被災ため池の現地調査を実施。
- (b) 効果的なため池対策を検討するため、「平成30年7月豪雨を踏まえたため池対策検討チーム」を設置。(7月15日)
- (c) 下流の家屋や公共施設等に被害を与える可能性のある全国88,133箇所(農業用ため池)について、緊急点検を完了。特に被害の大きい広島県、岡山県、愛媛県及び福岡県に対しては、国の技術系職員(水土里災害派遣隊)等を集中的に派遣(7月19日から、延べ8,710人・日)し支援。
- d 農業集落排水施設
- (a) 1府12県において、73箇所の被害状況を確認(処理場停止14箇所、処理場能力低下13箇所、管路被災等46箇所)。仮復旧済み49箇所を含め、全ての施設が稼働中。
- e 応急ポンプの貸出し
- (a) ため池の水位低下等のための応急ポンプを貸出し及び設置の支援を実施(累計7県に63台を貸出し)。
- f 査定前着工制度の活用
- (a) 1道2府19県において、頭首工(ゴム堰)の破断、管水路の破損等について、災害復旧事業の査定前着工制度を活用し対応(応急本工事103件、応急仮工事34件)
- (キ) 林野関係
- a 被害調査支援
- (a) 関係自治体との合同によるヘリ調査を実施。林地荒廃箇所等を確認。
7月2日 岐阜県
7月9日 兵庫県、福岡県、佐賀県
7月10日 京都府、広島県、高知県
7月11日 長野県、岐阜県、岡山県、高知県
7月12日 愛媛県、高知県
- (b) 岡山県、広島県、愛媛県ほかにおいて、森林管理署職員がドローンを活用しながら山地災害及び林道等の被害箇所の現地確認等を実施。

- (c) 本庁担当官を愛媛県に派遣し、八幡浜官材協同組合(大洲市)を含む木材加工流通施設の復旧に向けた被害状況調査を実施(7月20日)。
 - (d) 被災自治体からの要望を踏まえ、災害復旧等事業に向けた調査、設計等を集中的に支援するため、本庁及び各森林管理局の技術職員からなる「山地災害対策緊急展開チーム」を編成し派遣を開始(7月25日～8月28日)(愛媛県、広島県、高知県)。
- b 職員派遣
- (a) 本庁担当官を被災県に派遣し、災害復旧等事業の技術的指導・被害状況調査を実施(7月11日～12月27日北海道、岩手県、長野県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県)。
 - (b) 高知県と愛媛県へリエゾンを派遣(四国森林管理局)
 その他関係市町村に対し、森林管理局署職員が情報収集を実施。
 (被害調査支援等により、累計1道2府27県へ延べ915人・日派遣。)
- c 災害復旧木材関係
- (a) 災害復旧木材確保対策連絡会議(林業・木材産業関係18団体が参加)を開催し、木材産業等の被害状況の把握及び災害復旧木材の安定供給等について情報交換するとともに、生産、流通・販売への影響等の調査協力を依頼。(7月11日)
 - (b) 八幡浜官材協同組合(愛媛県大洲市)については工場敷地が冠水し、製材機械等の被害状況を点検(7月16日)
 - (c) 東広島市から県災対本部を經由して供給要請があった木製杭500本(用途は、崩壊した斜面の2次災害を防ぐためのブルーシートを張る際に使用)について、林野庁から全国木材組合連合会に要請して、市役所倉庫に即日納入(7月18日、7月24日 計2回)。
- d 対応状況
- (a) 効果的な治山対策を検討するため、「平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」を設置し、中間とりまとめを公表(7月12日～11月13日)。
 - (b) 広島県及び愛媛県における山地災害の学識経験者による現地調査を実施(7月26日～29日)
 - (c) 平成30年7月豪雨により被害を受けた広島県東広島市における直轄治山災害関連緊急事業の実施を決定(9月7日)。
- (7) 水産関係
- a 被害の状況
- (a) 15道府県において漁船、定置網、養殖施設等に被害が発生。
 - (b) 6県において25漁港で港内への流木の流入等の被害が発生。5県において共同利用施設に被害が発生。また、5県20海岸において海岸への流木等の漂着が発生。
- b 対応状況
- (a) 漁港施設等の被害への対応
 - ① 水産庁災害情報連絡会議を開催し、被害情報の共有及び今後の被害情報の把握と対応について協議。(7月9日、13日、17日)
 - ② 被害を受けた25漁港のうち、23漁港において災害復旧事業の査定前着工制度を活用し対応。
 - ③ 本庁担当官を愛媛県(宇和島市、今治市、西予市、伊方町)に派遣し、災害復旧事業に関する技術的助言を実施。(7月17日～18日)
 - ④ 内水面や海面養殖の被害状況の把握のため、本庁担当官を岡山県、広島県、愛媛県に派遣し被害状況を把握。(7月23日～25日)
 - ⑤ 水産庁防災漁村課長を愛媛県(松山市、今治市)に派遣し、漁港施設等の被害状況の把握及び技術的助言を実施。(7月26日～27日)
 - ⑥ 水産庁担当官を広島県呉市に派遣し、水産多面的機能発揮対策事業に係る技術的助言を実施。(8月8日)
 - (b) 生活者支援
 - ① 水産庁漁業取締船「みかげ」(49t)が、7月12日～17日まで愛媛県上島(かみじま)町弓削(ゆげ)島及び生名島(いきなじま)並びに広島県三原市佐木島(さぎしま)において、給水活動を実施。併せてミネラルウォーター等の物資を輸送。広島県三原市佐木島(さぎしま)管内の水道が復旧したことに伴い、同島に物資(三原市

- が所有するブルーシート)を輸送して7月18日に支援業務を終了。
- ② 水産庁漁業取締船「白鷺」(149t)が7月14日～16日まで愛媛県上島町岩城島(いわぎじま)で給水活動及び物資配布を実施。愛媛県上島町管内の水道が復旧したことに伴い7月17日に支援業務を終了。
- (ケ) 国立研究開発法人関係
- a 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)において、全国5カ所の地域農業研究センター及び農村工学研究部門に相談窓口を設置(7月9日～12月11日)。地方農政局・地方参事官等と連携しつつ、冠水した圃場における栽培管理や破損した農業用施設の復旧など営農に必要な技術情報を提供。
- b 農研機構が岡山県及び広島県の被災ため池並びに愛媛県のみかん園地に係る現地調査を実施。
- (ク) 地元関係者への訪問状況
- a 地方参事官等が被災農業者等を訪問し、支援対策を説明の上、要望等を聴き取り。令和元年6月20日現在で635件(県:37、市町村:246、JA等:106、農業者:246)の対応。
- (カ) 相談窓口での対応状況
- a 7月15日に本省及び府県拠点に相談窓口を設置し、被災農業者等からの要望、相談等に対応。令和元年6月20日現在で119件(本省:12、府県拠点:107)の対応。
- (キ) 通知等の発出
- a 林野庁が「林野に係る山地災害等の未然防止について」を通知(6月1日)
- b 林野庁が「林道施設災害が発生した場合の迅速な対応について」を通知(6月4日)
- c 大臣官房が「今後の気象動向(台風・大雨等)を踏まえた農林水産業共同利用施設の事前点検及び災害発生時の応急対策の実施について」を通知(6月8日)
- d 生産局及び政策統括官が「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知(6月8日)
- e 経営局が「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知(6月8日)
- f 農村振興局が「台風第7号接近に伴う事前点検及び災害発生時の復旧箇所における応急対策の実施について」を通知(6月29日)
- g 水産庁が「西日本の大雨と台風第7号に対する備えと被害報告等について」を通知(6月29日)
- h 林野庁が「台風第7号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知(7月2日)
- i 林野庁が「台風第7号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知(7月2日)
- j 経営局が「平成30年台風第7号及び梅雨前線による6月28日からの大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」等を通知(7月5日)
- k 生産局が「平成30年台風第7号及び梅雨前線による6月28日からの大雨により、経営への影響を受ける畜産農家に対する飼料代金の支払猶予について」を通知(7月6日)
- l 農村振興局が「農地農業用施設等災害緊急派遣調査の実施について」を通知(7月9日)
- m 農村振興局が「国営造成施設の緊急調査の実施について」を通知(7月9日)
- n 農村振興局が、農政局に対し、多面的機能支払交付金の農地維持活動の取組のうち、異常気象後の応急措置として、農用地等に堆積した土砂や流木等の撤去を活動組織及び広域活動組織の共同活動の対象としていること等をあらためて通知(7月9日)
- o 農村振興局が、農政局に対し、自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還の免責及び復旧計画の提出により引き続き交付対象となることをあらためて通知(7月9日)
- p 農村振興局が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門に対して、ため池の決壊等の被災状況、原因分析等の支援要請(7月9日)
- q 農村振興局が「災害復旧事業における査定前着工提出資料の簡素化等について」を通知(7月9日)
- r 農村振興局が「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」を通知(7月9日)
- s 水産庁が、各漁業共済組合、全国漁業共済組合連合会及び日本漁船保険組合に対し、加

- 入者へ共済金及び保険金が早期に支払われるよう依頼文書を発出(7月9日)
- t 経営局及び水産庁が、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう通知(7月9日)
- u 経営局及び水産庁が、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、共済金の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講ずるよう通知(7月9日)
- v 水産庁が、関係県及び関係団体に対して、既貸付金の償還猶予等について、適切な指導等を依頼(7月9日)
- w 水産庁が、水産多面的機能発揮対策事業関係者に対し「大雨被害に伴う迅速な水産多面的機能発揮対策事業の活用について」を通知(7月9日)
- x 林野庁が各都道府県に対して、補助施設を被災者の緊急避難所等に、高性能林業機械をがれきの除去等に使用することを緊急的な目的外使用として取り扱うことを通知(7月9日)
- y 林野庁が関係団体に対して、がれきの除去等の復旧作業に対する協力を依頼(7月9日)
- z 食料産業局が「平成30年7月豪雨による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策について(中小企業庁公表)」を所管団体へ周知(7月9日)
- aa 経営局が経営局公式Facebook「農水省・農業経営者 net」にて被災農林漁業者への支援対策に関する情報を配信開始(併せて、「一農ネット」及び「農業女子プロジェクトメンバー向けメール」でも同様に情報を配信開始)7月9日
- ab 消費・安全局が関係団体に対して、動物用医薬品等の流通に支障が生じている事例があれば報告するよう通知(7月10日)
- ac 生産局が各都道府県及び関係団体に対して、浸水した農業機械は漏電や火災の危険があるため、点検前にスイッチを入れないこと等農業者の指導を徹底するよう通知(7月10日)
- ad 政策統括官が「平成30年7月豪雨」に伴う被害を受けた地域における収入減少影響緩和交付金に係る積立金の納付期限の延長措置について」を通知(7月10日)
- ae 生産局、消費・安全局及び政策統括官が、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応を図るため、冠水被害を受けたほ場の防除対策、集出荷施設等が被災した場合の対応等について通知(7月11日)
- af 生産局が、集出荷施設の被害を受けている地域において地域内の他の集出荷施設の利用等により円滑な出荷のための対応を行うよう、関係機関に対し通知(7月11日)
- ag 経営局が「平成30年7月豪雨」に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知(7月11日)
- ah 消費・安全局が、関係団体に対して、防除に必要な農薬が不足しないよう、円滑な供給への協力依頼を通知(7月11日)
- ai 消費・安全局が、農政局及び動物検疫所に対して、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な防疫対応を行うにあたり、防疫作業用資材及び人員の不足があれば、協力し対応するよう通知(7月11日)
- aj 林野庁が関係団体に対して、応急対策及び復興対策に必要な木質資材、特に仮設住宅の建設に必要な杭丸太等の優先供給等について適切な対応を要請(7月11日)
- ak 林野庁が各都道府県に対し、治山・林道施設を緊急に復旧する必要がある場合には、「査定前着工」を積極的に活用するよう通知(7月11日)
- al 大臣官房が農政局を通じ、共同利用施設の所有者に対し、共同利用施設を緊急に復旧する必要がある場合には、「査定前着工」を積極的に活用するよう通知(7月11日)
- am 農村振興局が「平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について」を通知(7月12日)
- an 消費・安全局が、被災地への輸液体ミルク支援に対応し、消費者庁及び厚生労働省と連名で、各都道府県等に対し、食品表示法の弾力的運用を通知(7月13日)
- ao 経営局が「平成30年7月豪雨に係る農業次世代人材投資事業の取扱いについて」により、研修状況報告等の提出期限の延長、生産関連の復旧作業の従事日数等への算入等の柔軟な

- 対応について、関係機関に対応を依頼(7月13日)
- ap 経営局が「平成30年7月豪雨に係る農の雇用事業の取扱いについて」により、助成金の申請期限の延長、生産関連の復旧作業の研修時間への算入等の柔軟な対応について、関係機関に対応を依頼(7月13日)
- aq 経営局が、被災者が生活再建に必要な資金送金を受けられないなどの事態が発生しないよう、JAバンク等の口座開設時に本人確認書類が用意できない場合に、本人の自己申告に基づく開設を認める等の犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置(7月13日)
- ar 経営局が、農業共済団体等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、共済掛金の払込期間を延長する等の措置を講ずるよう通知(7月13日)
- as 経営局及び水産庁が、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用範囲が拡大されたことに伴う新たな対象地域について、7月9日付けの通知(金融上の措置を適切に講ずる等の要請)を改めて通知(7月13日)
- at 食料産業局が「平成30年7月豪雨による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策(適用地域追加)について(中小企業庁公表)」を所管団体へ周知(7月13日)
- au 経営局が、農業女子プロジェクトメンバーに対し、被災状況及び被災された方へのお役立ち情報や励ましのメッセージの情報を募集するメールを发出(7月13日)
- av 農村振興局が、農政局に対し、農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行に努めるとともに、被災農林漁家の就労が円滑かつ効率的に行われるよう配慮することを通知(7月15日)
- aw 農村振興局が、今後の大雨に備えて、ため池を含む農地・農業用施設における応急対応の徹底と査定前着工制度の積極的な活用を通知(7月16日)
- ax 農村振興局が、農地・農業用施設の災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用に向けたリーフレットを送付(7月16日)
- ay 林野庁が、林業・木材産業関係団体に対して、農林水産関係被害への支援対策について周知(7月16日)
- az 食料産業局が、経済産業省と連名で、平成30年7月豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について、関係団体に要請(7月17日)
- ba 経営局及び水産庁が、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用範囲が拡大されたことに伴う新たな対象地域について、7月9日付けの通知(金融上の措置を適切に講ずる等の要請)を改めて通知(7月17日)
- bb 消費・安全局が、愛媛県宇和島市周辺でパイプライン等の被害により病虫害防除が困難になっていることを踏まえ、航空防除関係団体に対し、被災者から航空防除の協力依頼がなされた場合に積極的に対応するよう通知(7月17日)
- bc 食料産業局が、「平成30年7月豪雨による被災中小企業者等への更なる支援措置について(中小企業庁公表)」を所管団体へ周知(7月17日)
- bd 農村振興局が、農業集落排水施設の災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用に向けたリーフレットを送付(7月17日)
- be 愛媛県の2市(大洲市、西予市)で木造応急仮設住宅を建設するとの情報提供を踏まえ、林野庁が林業・木材産業関係団体に対し、仮設住宅等に供する木質資材の優先供給について、改めて協力要請(7月19日)
- bf 食料産業局が、被災した食品事業者向けの相談窓口や支援策をまとめたリーフレットを所管団体へ周知(7月20日)
- bg 林野庁が森林保険センターに対し、加入者へ保険金が早期に支払われるよう「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策における森林保険の対応について」を发出(7月23日)
- bh 愛媛県が2市(大洲市、西予市)で158戸の木造応急仮設住宅を建設することを、林野庁が林業・木材産業関係団体に対し、情報提供(7月24日)
- bi 食料産業局が、「激甚災害指定による中小企業信用保険の特例措置及び災害復旧貸付の金利引下げについて(中小企業庁公表)」を所管団体へ周知(7月24日)
- bj 水産庁が、水産多面的機能発揮対策事業について、激甚災害指定に伴い地方負担を伴わ

- なくとも実施可能とする等の措置をとることを、都道府県及び関係団体へ周知(7月24日)
- bk 農村振興局が、台風12号接近に伴う再度災害を未然に防止するため、事前点検と被災箇所の応急措置を実施するよう通知(7月25日)
- bl 林野庁が「台風第12号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知(7月26日)
- bm 林野庁が「台風第12号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知(7月26日)
- bn 林野庁が「台風第12号接近に伴う林道施設災害及び森林災害発生時の対応について」を通知(7月26日)
- bo 生産局及び政策統括官が「台風第12号の接近及び通過による暴風及び大雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知(7月26日)
- bp 水産庁が「台風第12号に対する備えと被害報告等について」を通知(7月26日)
- bq 経営局が「被災農業者向けの農業経営再開に関する個別訪問相談について」を通知(7月26日)
- br 経営局が「台風第12号の接近及び通過による暴風及び大雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知(7月26日)
- bs 農村振興局が、農地・農業用施設の災害復旧事業が十分に活用されるよう、被害報告や査定設計書の提出期限について、柔軟に対応することを通知(7月29日)
- bt 食料産業局が、被災した食品事業者向けの相談窓口や支援策をまとめたリーフレット(第2版)を所管団体へ周知(7月31日)
- bu 食料産業局が、被災した食品事業者向けの相談窓口や支援策をまとめたリーフレット(第3版)を所管団体へ周知(8月3日)
- bv 林野庁が「平成30年7月豪雨等を踏まえた山地災害危険地区等の緊急点検等について」を通知(8月6日)
- bw 農村振興局が、今後の豪雨等に備え、ため池緊急点検において応急措置が必要と判断されたため池について、その措置の実施を徹底するよう通知(8月22日)
- bx 農村振興局が、傾斜地における樹園地等での現場条件に則した農地復旧限度額の算出方法、及び農地復旧に合わせた農地保全施設の新設に係る取扱いについて通知(8月23日)

- by 食料産業局が、被災した食品事業者向けの相談窓口や支援策をまとめたリーフレット(第4版)を所管団体へ周知(8月24日)
- bz 農村振興局が、全国ため池緊急点検において、点検対象としたものの、土砂災害や草木繁茂等により点検を実施できなかったため池について、年内を目処に再点検を実施するよう通知(9月4日)
- ca 農村振興局長が、ため池、頭首工、揚水施設に係る災害査定等の図面等の効率化について通知(9月11日)
- cb 農村振興局長が、ため池の災害復旧事業に係るQ&Aを作成し、周知(9月11日)
- cc 食料産業局が、被災した食品事業者向けの相談窓口や支援策をまとめたリーフレット(第5版)を所管団体へ周知(9月13日)

(2) 平成30年台風第21号による被害

ア 災害の状況

8月28日に南鳥島近海で発生した台風第21号は、日本の南を北西に進み、9月3日には向きを北寄りに変え、4日12時頃に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸した。その後、4日14時頃には兵庫県神戸市に再び上陸し、速度を上げながら近畿地方を縦断し、日本海を北上、5日9時には間宮海峡で温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に四国や近畿地方では、猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、顕著な高潮となったところがあった。

風については、高知県室戸市室戸岬では最大風速48.2m、最大瞬間風速55.3m、大阪府田尻町関空島(関西空港)では最大風速46.5m、最大瞬間風速58.1mとなるなど四国地方や近畿地方では猛烈な風を観測し、観測史上第1位となったところがあった。また、四国や近畿地方では海は猛烈なしけとなった。

高潮については、最高潮位が大阪府大阪市では329cm、兵庫県神戸市では233cmなど、過去の最高潮位を超える値を観測したところがあった。

雨については、9月3日から9月5日までの総降水量が四国地方や近畿地方、東海地方で300mmを超えたところや9月の月降水量平年値を超えたところがあった。

これら暴風や高潮の影響で、関西国際空港の滑走路の浸水をはじめとして、航空機や船舶の欠航、

第1章 大臣官房

鉄道の運休等の交通障害、断水や停電、電話の不通等ライフラインへの被害が発生した。

農林水産関係では、和歌山県・大阪府等で、農作物等 32,259ha、農業用ハウス等 42,918 件、畜産用施設 926 件、漁港施設等 26 漁港等に、総額で約 468 億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の対応

- (ア) 農林水産省災害情報連絡室を設置(9月3日 15:00)
(近畿、中国四国農政局は災害対策本部を設置済み)
- (イ) 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会を開催(9月3日 18:30)
- (ロ) 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会を開催(9月4日 13:10)
- (ハ) 危機管理・政策立案総括審議官が、各地方農政局長に、台風第21号の接近及び通過に対する注意喚起を実施。
- (ニ) 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会を開催(9月4日 17:45)
- (ホ) 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会を開催(9月28日 16:20)
- (ヘ) 「北海道胆振東部地震及び台風第21号による農林水産関係被害への支援対策」を決定(9月28日)
 - a 災害復旧事業等の促進
 - b 林野関係被害に対する支援
 - c 共済金の早期支払等
 - d 災害関連資金の措置
 - e 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援
 - f 営農再開に向けた支援
 - g 被災農業者の就労機会の確保
 - h 農地・農業用施設の早期復旧等の支援
 - i 漁港施設等の早期復旧等の支援
 - j 観光需要の早期復旧に向けた支援
 - k 災害廃棄物処理事業の周知
 - l 地方財政措置による支援
- (エ) 吉川農林水産大臣が大阪府及び和歌山県において現地調査(10月6日)
- (ケ) 大阪府及び和歌山県において県、市町村、関係団体に対し、「台風第21号による農林水産被害への支援対策」について、現地説明会を実施(10月10日)
- (コ) 愛知県において県、市町村、関係団体に対し、「台風第21号による農林水産関係被害への支援対策」について、現地説明会を実施(10月12日)

- (サ) 農村振興局が、「全国ため池緊急点検を踏まえた今後の対応について」を发出(平成30年8月22日)
- (シ) 生産局及び政策統括官が、「台風第21号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底(秋台風全般に対する技術指導)について」を通知(平成30年8月31日)
- (ス) 経営局が、「台風第21号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底(秋台風全般に対する技術指導)及び農業共済の対応について」を通知(平成30年8月31日)
- (セ) 農村振興局が、「台風第21号接近に伴う事前点検及び被災箇所における応急対策の実施について」を通知(平成30年8月31日)
- (ソ) 林野庁が、「台風第21号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知(平成30年9月3日)
- (タ) 林野庁が、「台風第21号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知(平成30年9月3日)
- (チ) 林野庁が、「台風第21号接近に伴う林道施設災害及び森林災害発生時の対応について」を通知(平成30年9月3日)
- (ツ) 水産庁が、「台風第21号に対する備えと被害報告等について」を通知(平成30年9月3日)
- (テ) 生産局が、「平成30年台風第21号及び8月30日からの大雨により、経営への影響を受ける畜産農家に対する飼料代金の支払猶予について」を通知(平成30年9月5日)
- (ト) 経営局が、「台風第21号及び8月30日からの大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」等を通知(平成30年9月5日)
- (ナ) 生産局が、「平成30年台風20号及び21号並びに北海道胆振東部地震等に伴い、経営への影響を受ける畜産農家に対する配合飼料価格安定制度に係る通常補填積立の猶予及び契約数量の変更等について」を通知(平成30年9月13日)
- (ネ) 水産庁が、「平成30年台風第21号による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について」を通知(平成30年9月19日)
- (ノ) 水産庁が、「平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共

済金等の早期支払について」を通知(平成30年9月19日)

- (ネ) 林野庁が北海道庁に対し、「平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における森林整備保全事業等の執行に係る入札説明書等の記載例について」を通知(平成30年10月1日)
- (ノ) 生産局が、「台風等被災地における農業用ハウス等の早期復旧について」を通知(平成30年10月29日)

(3) 北海道胆振東部地震による被害

ア 災害の状況

平成30年9月6日03時07分に、胆振(いぶり)地方中東部を震源とするマグニチュード(M)6.7の地震が発生し、北海道厚真町(あつまちょう)で震度7、安平町(あびらちょう)、むかわ町で震度6強を観測したほか、北海道から中部地方の一部にかけて震度6弱～1を観測した。

農林水産関係では、北海道で、農地の損壊で161箇所、農業用施設等で144箇所、林地荒廃で171箇所、林道施設等221箇所等に、総額で約1,145億円の被害が発生した。

イ 農地・農業用施設関係

- (ア) ダムの点検対象施設：29箇所
 - a 北海道開発局：国営ダム26箇所 → 24箇所は異常なし
 - (a) 1箇所(瑞穂ダム：安平町)で堤頂のクラック及び山腹崩壊による貯水池へ土砂流入。安全性確保のため貯水位を低下(10月7日完了)。平成30年11月から災害復旧事業に着手し、堤頂のクラックの復旧工事(令和元年10月4日完了)及び、貯水池の土砂等の撤去工事を実施。
 - (b) 1箇所(厚真ダム：厚真町)は周辺の山腹が崩落しダムの余水吐等が埋塞。
 - ① 9月7日より自衛隊の協力を得て、以下の応急措置を実施。
 - ・堤体への雨水浸透を防ぐブルーシートを敷設(9月9日完了)
 - ・水路内の流木撤去(9月12日完了)
 - ※水路断面を約8割確保
 - ・ダムへの工事車両アクセスのための道路開削(9月13日完了)
 - ② 9月12日より国(北海道開発局)が緊急応急工事に着手
 - ・水路内の土砂撤去(9月29日完了)。

- b 北海道庁：補助ダム3箇所 → 点検済み・異常なし

- (イ) ため池の点検対象施設数：74箇所 → 点検済み・72箇所異常なし

被災を確認した1か所にはブルーシートによる保護、残りの1か所にはポンプによる貯水位低下等の応急処置を実施済。

- (ウ) 職員派遣

水士里災害派遣隊(北海道開発局)を厚真町、安平町等に派遣し、農業水利施設の被害状況調査及び災害復旧事業の技術的指導の支援を実施(9月8日より、延べ1,065人・日派遣)。

ウ 林野関係

- (ア) 被害状況

- a 厚真町の民有林で大規模な山腹崩壊が発生したほか、治山施設にも被害が発生。
- b 夕張市、安平町、むかわ町、日高町、千歳市、由仁町、鹿部町、平取町においても、山腹崩壊が発生。
- c 札幌市、夕張市、由仁町、厚真町、安平町、むかわ町、平取町、新ひだか町の林道において、法面崩壊や路体崩壊等する被害が発生。

- (イ) 対応状況

- a 北海道庁が災害復旧計画策定のため、厚真町、安平町及びむかわ町において、航空レーザ計測を実施し、計測対象範囲の計測を9月21日に終了。現在、災害復旧等事業を予定している区域から優先的に計測結果を活用し、図面等の事業計画書を作成することにより事業申請を実施。(9月11日～12月25日)。
- b 北海道庁が厚真町において、応急復旧工事(排土、危険木除去、大型土のう設置)を22か所で終了(9月26日～12月4日)。

- (ウ) 職員旅費

- a 林野庁担当官及び北海道森林管理局職員を北海道に派遣し、災害復旧等事業の技術的指導・被害状況調査を実施(9月6日～平成31年3月20日)。
- b 北海道厚真町において、(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所の専門家を派遣して現地調査を実施(9月8日～9日)。
- c 北海道森林管理局職員を北海道に派遣し、被災地における治山事業実施のための保安林指定事務の支援を実施(9月18日～12月14日)。

- d 林野庁担当官を北海道厚真町、むかわ町に派遣し、森林被害の状況や木材加工施設等の被害状況調査を実施(9月19日)。
- e 林野庁担当官を北海道厚真町に派遣し、「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」にオブザーバーとして参加(10月31日、12月20日、平成31年3月26日)
(被害調査支援等により、延べ492人・日派遣。)

エ 水産関係

むかわ町及び日高町の3漁港において、岸壁破損や道路の沈下等の被害が発生。

日高町の2漁港については復旧済み、むかわ町の1漁港も復旧工事実施。

オ 停電による被害

(7) 停電による被害

- a 搾乳ができない農場や保存されている生乳について冷却ができず損失が発生。停電の復旧に伴い、順次、搾乳及び出荷を再開。
- b 冷蔵庫に保存されていた栽培きのこについて冷却ができず廃棄する被害が発生。
- c ばれいしょでん粉について、でん粉乳(中間生産物)を攪拌できず、固化及び腐敗し、廃棄する被害が発生(7工場)していたが、9月12日までに農協系全10工場稼働再開。
- d 市場に既に水揚げされていた魚や、既に解凍していた水産加工原料について、保冷ができずに廃棄する被害が発生していたが、通電に伴い、ほぼ通常どおりの出荷、加工が再開された。

(4) 停電への対応

停電により支障が生じた地域の基幹産業である酪農・乳業、水産業のほか、緊急な食料供給に資するパンなどの食品製造業に対する電力供給の調整を関係省庁へ要請した。

カ 農林水産省の対応状況

(7) 食料供給

a 食料支援

農林水産省が手配した食料は、北海道の物流拠点に以下のとおり到着した。北海道の物流拠点に到着したものは、その後、道内の避難所等に届けられた。

※9月13日10:00までの合計：261,336点

到着日	主な支援品目	数量(概数)
9月8日 ～9月12日	パン、水、カップ麺、 パックご飯、水産缶詰、 レトルトカレー等	261,336

b 食料供給状況

- (a) 野菜の収穫が再開し、選果場や卸売市場も稼働し、順次供給された。
- (b) 道内39か所の乳業工場は、停電により稼働が停止したが、9月10日に全工場稼働再開。全ての農家で集出荷が再開され、北海道から都府県向けの生乳の出荷量が安定し、都府県の生乳需給も安定した。
- (c) 食肉については食肉処理施設が全て稼働し、順次供給された。
- (d) 水産物については、操業が再開し、卸売市場や水産加工業者の冷凍施設が稼働し、順次供給された。

(4) 被災地店舗の陳列状況調査

- a 北海道農政事務所に対し、店舗における食品等の陳列状況の調査を指示(9月7日)。8日(土)から調査可能な札幌市内の6店舗において、毎日の陳列状況を調査。
- b 調査開始後3日間は、品薄・欠品が多い状態が続いたが、その後は状況が改善し、欠品は解消し、品薄状況も大幅に改善している(9月14日)。
- c 札幌市内については、陳列状況に大幅な改善が見られたことから、15日(土)より調査対象を札幌市から震度の大きかった安平町(震度6強)の3店舗に変更。
- d 調査開始後、欠品はいずれの日も見られず、品薄もほとんどない状況(9月18日)。
- e 安平町については、いずれの日も欠品が見られず、品薄もほとんどない状況を踏まえ、19日(水)より調査対象を安平町から最も震度の大きかった厚真町(震度7)に変更。
- f 調査を行うことができた厚真町の店舗(3店舗)においては、品薄はほぼ解消している状況(9月25日)。

(7) 食料価格の動向

- a 東京都中央卸売市場において、北海道産が主力の野菜の価格に、目立った影響はない。
- b 各地方農政局に対し、農政局所在地(7府県)の35店舗における、北海道を主産地とする食品(ばれいしょ、たまねぎ、トマト、にんじん、だいこん、さんま、さけ、牛乳及びバター)の9品目の小売価格の調査を指示(9月7日)。
- c 9月21日(金)の調査では、
 - (a) 小売価格は、ほとんどの品目で前回(19日(水))に比べて大きな変動はなく、調査を

第1章 大臣官房

- 開始した10日(月)に比べても著しく上昇した品目は見られない。
- (b) また、陳列状況は、いずれの品目も品薄となっている状況にはない。
- d これまでの調査では、北海道胆振東部地震による食品価格への大きな影響は確認されていない。
- (エ) その他の対応
- a 職員旅費
- (a) 北海道ヘリエゾンを派遣(9月6日～10月1日、北海道農政事務所から、延べ60人・日派遣。北海道森林管理局から、延べ31人・日派遣)。
- (b) 生乳等の被災状況の把握のため、生産局担当官をホクレンへ派遣(9月6日～10日)。
- (c) 農家の被災状況及びニーズの把握のため、生産局担当官(1名)及び農政事務所担当官(2名)を北海道に派遣(9月11日～17日)
- (d) (独)家畜改良センター及び北海道農政事務所の職員を厚真町及び安平町へ派遣して畜産農家の被災状況に関する現地調査を実施(9月7日、10日)。
- (e) 北海道農政事務所の職員を物資仕分け支援等のために生活物資集積拠点に派遣(9月6日～14日。物資仕分け支援等により、延べ81人・日派遣)。
- キ 体制整備と通知の発出等
- (ア) 体制整備等
- a 農林水産省災害情報連絡室設置(9月6日 03:09)
- b 北海道農政事務所緊急自然災害対策本部を設置(9月6日 03:09)
- c 北海道農政事務所に対し、被害情報の迅速な収集を指示(9月6日 03:09)
- d 農林水産省緊急自然災害対策本部設置(9月6日 03:13)
- e 北海道森林管理局緊急自然災害対策本部を設置(9月6日 03:20)
- f 農林水産省緊急自然災害対策本部(第1回)を開催(9月6日 10:00)
- g 農林水産省緊急自然災害対策本部(第2回)を開催(9月6日 18:30)
- h 北海道森林管理局が北海道庁と合同でのヘリコプター調査を実施(9月6日)
- i 農林水産省緊急自然災害対策本部(第3回)を開催(9月7日 10:00)
- j 農林水産省緊急自然災害対策本部(第4回)を開催(9月7日 18:30)
- k 農林水産省緊急自然災害対策本部(第5回)を開催(9月8日 10:30)
- l 農林水産省緊急自然災害対策本部(第6回)を開催(9月9日 18:55)
- m 農林水産省緊急自然災害対策本部(第7回)を開催(9月13日 16:55)
- n 農林水産省緊急自然災害対策本部(第8回)を開催(9月28日 16:20)
- o 「北海道胆振東部地震及び台風第21号による農林水産関係被害への支援対策」を決定(9月28日)
- (a) 災害復旧事業等の促進
- (b) 林野関係被害に対する支援
- (c) 共済金の早期支払等
- (d) 災害関連資金の措置
- (e) 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援
- (f) 営農再開に向けた支援
- (g) 被災農業者の就労機会の確保
- (h) 農地・農業用施設の早期復旧等の支援
- (i) 漁港施設等の早期復旧等の支援
- (j) 観光需要の早期復旧に向けた支援
- (k) 災害廃棄物処理事業の周知
- (l) 地方財政措置による支援
- p 齋藤農林水産大臣が北海道勇払郡厚真町及び安平町において現地調査(9月29日)
- q 北海道札幌市及び苫小牧市において道、市町村、関係団体に対し「北海道胆振東部地震による農林水産関係被害への支援対策」について、現地説明会を実施(10月4日)
- r 吉川農林水産大臣が北海道勇払郡安平町及び厚真町、むかわ町において現地調査(10月7日)
- (イ) 通知等の発出
- a 消費・安全局が「北海道胆振地方中東部を震源とする地震による防疫資材及び人員の供給・派遣の要請について」を通知(9月6日)
- b 消費・安全局、生産局、農村振興局及び政策統括官が「北海道胆振地方中東部を震源とする地震による農作物、農地及び農業水利施設等の被害に係る技術指導の徹底について」を通知(9月6日)
- c 経営局が「北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害農林漁業者等に対する資

- 金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」等を通知(9月6日)
- d 経営局が「北海道胆振地方中東部を震源とする地震による農作物、農地、及び農業水利施設等の被害に係る技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知(9月6日)
- e 経営局が「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害に対する金融上の措置について」を通知(9月6日)
- f 水産庁が「平成30年北海道胆振地方の地震による漁業共済事業の円滑な運営について」を通知(9月6日)
- g 水産庁が「平成30年北海道胆振地方の地震による漁船保険事業の円滑な運営について」を通知(9月6日)
- h 水産庁が「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害に対する金融上の措置について」を通知(9月6日)
- i 水産庁が「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について」を通知(9月6日)
- j 食料産業局が「平成30年北海道胆振東部地震による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策について(中小企業庁公表)」を所管団体へ周知(9月7日)
- k 農村振興局が早期の復旧に向け、災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用について通知(9月7日)
- l 農村振興局が多面的機能支払交付金の農地維持活動のうち、異常気象後の農用地の法面の補修や堆積した土砂・倒木等の撤去を交付対象としていること等を通知(9月7日)
- m 農村振興局が自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還の免責及び復旧計画の提出により引き続き交付対象となることを通知(9月7日)
- n 経営局が経営局公式Facebook「農水省・農業経営者net」にて被災農林漁業者に役立つ情報を配信開始(9月7日)
- o 消費・安全局が、消費者庁及び厚生労働省と連名で、各都道府県等に対し、食品表示法の弾力的運用を通知(9月7日)
- p 生産局が「北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、経営への影響を受ける畜産農家に対する飼料代金の支払猶予について」を通知(9月7日)
- q 林野庁が林業・木材産業関係団体に対して、被害状況の把握や応急対策等への取組について協力を依頼(9月7日)
- r 林野庁が北海道庁に対し、治山・林道施設を緊急に復旧する必要がある場合には、「査定前着工」を積極的に活用するよう通知(9月7日)
- s 林野庁が北海道に対して、補助施設を被災者の緊急避難所等に、高性能林業機械をがれきの除去等に使用することを緊急的な目的外使用として取り扱うことを通知(9月7日)
- t 生産局が、配合飼料関係団体に対して、北海道外で生産した配合飼料を被災地に供給するよう「平成30年北海道胆振東部地震に係る配合飼料の輸送等について(協力要請)」を通知(9月8日)
- u 経営局が農業共済団体等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、共済掛金の払込期間を延長する等の措置を講ずるよう通知(9月10日)
- v 生産局が「平成30年台風20号及び21号並びに北海道胆振東部地震等に伴い、経営への影響を受ける畜産農家に対する配合飼料価格安定制度に係る通常補填積立の猶予及び契約数量の変更等について」を通知(9月13日)
- w 経営局が、被災者が生活再建に必要な資金送金を受けられないなどの事態が発生しないよう、JAバンク等の口座開設時に本人確認書類が用意できない場合に、本人の自己申告に基づく開設を認める等の犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置(9月14日)
- x 水産庁が「平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について(依頼)」を通知(9月19日)
- y 農村振興局が被災地域における災害復旧対策の優先的な実施に向け、契約締結を行い実施中の工事及び業務の一時中止措置を適切に取り扱うことを通知(9月25日)
- z 農村振興局が農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行に努めるとともに、被災農林漁家の就労が円滑かつ効率的に行われるよう配慮することを通知(9月25日)

aa 林野庁が北海道庁に対し、「平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における森林整備保全事業等の執行に係る入札説明書等の記載例について」を通知(10月1日)

ab 生産局が「台風等被災地における農業用ハウス等の早期復旧について」を通知(10月29日)

(4) 平成30年台風第24号による被害

ア 災害の状況

9月21日にマリアナ諸島近海で発生した台風第24号は、沖縄の南を北西に進み、9月28日から30日明け方にかけて、非常に強い勢力で沖縄地方に接近した後、北東に向きを変え、急速に加速しながら、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東日本から北日本を縦断し、10月1日12時までに日本の東で温帯低気圧に変わった。

台風第24号の接近・通過に伴い、広い範囲で暴風、大雨、高波、高潮となり、特に南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に、これまでの観測記録を更新する猛烈な風または非常に強い風を観測した所があったほか、紀伊半島などで過去の最高潮位を超える高潮を観測した所があった。

風については、鹿児島県奄美市笠利では最大風速40.0m、最大瞬間風速52.5m、東京都八王子市八王子では最大風速26.3m、最大瞬間風速45.6mとなるなど南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に猛烈な風または非常に強い風を観測し、観測史上第1位となったところがあった。また、南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側では海は9mを超える猛烈なしけとなった。

高潮については、和歌山県串本町では最高潮位254cm、三重県尾鷲市では最高潮位145cmなど、過去の最高潮位を超える値を観測したところがあった。

雨については、9月28日から10月1日までの総降水量が九州地方及び四国地方や東海地方で400mmを超えたところや9月の月降水量平年値を超えたところがあった。

これらの暴風及び高波、高潮、大雨の影響で、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や停電、電話の不通等ライフライン等への被害が発生した。

農林水産関係では、宮崎県、静岡県、鹿児島県等で、農作物等65,925ha、農業用ハウス等23,344

件、農地2,579か所、農業用施設2,511か所、林地荒廃3529か所、林道施設等1,581か所、漁港施設等48漁港等に、総額で約664億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の対応

(ア) 農林水産省災害情報連絡室を設置(平成30年9月28日 13:30)

(イ) 小里農林水産副大臣が愛知県及び静岡県において現地調査(平成30年10月18日)

(ウ) 高鳥農林水産副大臣が鹿児島県において現地調査(平成30年10月21日)

(エ) 高野農林水産大臣政務官が宮崎県において現地調査(平成30年10月22日)

(オ) 濱村農林水産大臣政務官が鳥取県において現地調査(平成30年10月26日)

(カ) 農林水産省緊急自然災害対策本部を開催(平成30年10月31日 16:40)

(キ) 「台風第24号による農林水産被害への支援対策について」を決定(平成30年10月31日)

a 災害復旧事業等の促進

b 共済金の早期支払等

c 災害関連資金の措置

d 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

e 営農再開に向けた支援

f 被災農業者の就労機会の確保

g 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

h 林野関係被害に対する支援

i 漁港施設等の早期復旧等の支援

j 災害廃棄物処理事業の周知

k 地方財政措置による支援

(ク) 宮崎県及び鹿児島県において県、市町村、関係団体に対し、「台風24号による農林水産被害への支援対策」について、現地説明会を開催(平成30年11月12日)

(ケ) 静岡県及び愛知県において県、市町村、関係団体に対し、「台風24号による農林水産被害への支援対策」について、現地説明会を開催(平成30年11月14日)

(コ) 平成30年台風第24号による災害における「大規模災害時の災害査定効率化」の適用を決定(平成30年11月15日)

(カ) 「台風第24号による農林水産被害への支援対策について」を改訂(平成30年11月15日)

a 災害復旧事業等の促進

b 共済金の早期支払等

c 災害関連資金の措置

d 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

- e 営農再開に向けた支援
- f 被災農業者の就労機会の確保
- g 農地・農業用施設の早期復旧等の支援
- h 林野関係被害に対する支援
- i 漁港施設等の早期復旧等の支援
- j 災害廃棄物処理事業の周知
- k 地方財政措置による支援
- (シ) 東京都において都県、区市町村、関係団体に対し、「台風第24号による農林水産関係被害への支援対策」について、現地説明会を開催(平成30年11月20日)
- (ス) 栃木県において県、市町村、関係団体に対し、「台風第24号による農林水産関係被害への支援対策」について、現地説明会を開催(平成30年12月6日)
- (セ) 農村振興局が、「台風第24号接近に伴う事前点検及び被災箇所における応急対策の実施について」を通知(平成30年9月25日)
- (ソ) 生産局及び政策統括官が、「台風第24号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知(平成30年9月27日)
- (タ) 経営局が、「台風第24号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知(平成30年9月27日)
- (チ) 林野庁が、「台風第24号接近に伴う林道施設災害及び森林災害発生時の対応について」を通知(平成30年9月27日)
- (ツ) 林野庁が、「台風第24号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知(平成30年9月27日)
- (テ) 林野庁が、「台風第24号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知(平成30年9月27日)
- (ト) 水産庁が、「台風第24号に対する備えと被害報告等について」を通知(平成30年9月27日)
- (ナ) 水産庁が、「平成30年台風第24号に係る漁業共済事業の円滑な運営について」等を通知(平成30年10月1日)
- (ニ) 生産局が、「平成30年台風第24号により、経営への影響を受ける畜産農家に対する飼料代金の支払い猶予について」を通知(平成30年10月3日)
- (ノ) 経営局が、「平成30年台風第24号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」等を通知(平成30年10月3日)

- (ネ) 水産庁が、「平成30年台風第24号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について」を通知(平成30年10月4日)
- (ノ) 水産庁が、「平成30年台風第24号による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について」を通知(平成30年10月4日)
- (ハ) 生産局が、「台風等被災地における農業用ハウス等の早期復旧について」を通知(平成30年10月29日)

3 農林水産業防災対策関係予算

平成30年度の農林水産業防災対策関係予算は、表1のとおりである。

表1 農林水産業防災対策関係予算

事項	平成30年度予算額 (単位：百万円)
1 災害予防	439
(1) 災害一般共通事項	
漁港漁村の防災対策施設の整備	82,827の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
農山村の防災機能強化の促進	2,850の内数
この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金(内閣府計上)の内数	
緊急時の農業水利施設の活用	91,650の内数
山村地域の防災・減災対策	23,470の内数
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備	439
(2) 地震災害対策、津波災害対策	
治山事業の推進	59,736の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
漁港・漁村の防災力の向上	82,827の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
海岸保全施設の整備	27,749の内数
この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
農業水利施設の耐震化等	210,026の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
海岸防災林の整備	59,736の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
漁港・漁村の防災力の向上	82,827の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
海岸保全施設の整備	27,749の内数

第1章 大臣官房

この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金の内数		農林水産省所管事業	4,999
(3) 風水害対策		(6) 地盤沈下対策事業	
治山事業の推進	59,736 の内数	地盤沈下対策事業	
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		基礎技術調査費 222 の内数	
海岸保全施設の整備	27,749 の内数	この他に農山漁村地域整備交付金の内数	50,827 の内数
この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数		(7) その他の事業	
総合的な農地防災対策	50,827 の内数	保安林整備管理事業	482
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		3 災害復旧等	133,428
災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進	110,565 の内数	(1) 災害復旧事業	
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		公共土木施設災害復旧事業(直轄事業)	972
(4) 火山災害対策		公共土木施設災害復旧事業(補助事業)	11,945 の内数
火山地域における治山事業の推進		農林水産業施設災害復旧事業(直轄事業)	1,359
	59,736 の内数	農林水産業施設災害復旧事業(補助事業)	11,945 の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		(2) 財政金融措置	
(5) 雪害対策		農業保険	110,758
積雪地帯における治山事業の推進		漁業保険	17,539
	59,736 の内数	(3) 災害復興対策等	
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		平成 23 年台風第 12 号による災害に関する復興対策	59,736 の内数
(6) 火災対策		この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
林野火災の予防対策	72,989 の内数	広島土砂災害に関する復興対策	59,736 の内数
この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金の内数		この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
2 国土保全	32,401	平成 26 年(2014 年)御嶽山噴火災害に関する復興対策	59,736 の内数
(1) 治山事業		この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
治山事業	59,736 の内数	平成 28 年(2016 年)熊本地震に関する復興対策	
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		農業施設災害復旧事業	7,913 の内数
国有林治山事業	20,502 の内数	山林施設災害復旧事業	5,234 の内数
(2) 地すべり対策事業		果樹農業好循環形成総合対策事業	5,560 の内数
地すべり対策事業(直轄事業)	1,024	茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業	1,450 の内数
	12,606 の内数	林業施設整備等利子助成事業	380 の内数
基礎技術調査費 222 の内数		被災農業者向け農の雇用及び農の雇用事業	5,058 の内数
治山計画等に関する調査	183	治山事業	59,736 の内数
地すべり対策事業(補助事業)	50,827 の内数	この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
(3) 海岸事業		平成 29 年(2017 年)7 月九州北部豪雨に関する復興対策	
海外事業	27,749 の内数	農業施設災害復旧事業	7,913 の内数
この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数		農業施設災害関連事業	250 の内数
(4) 農地防災事業		山林施設災害復旧事業	5,234 の内数
農地防災事業(直轄事業)	25,713	漁港施設災害復旧事業	1,104 の内数
農地防災事業(補助事業)	50,977 の内数		
この他に農山漁村地域整備交付金の内数			
(5) 災害関連事業			

果樹農業好循環形成総合対策事業	5,560の内数
茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業	1,450の内数
経営体育成支援事業	2,833の内数
農の雇用事業	5,058の内数
林業施設整備等利子助成事業	380の内数
治山事業	59,736の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
森林整備事業	120,313の内数
漁業経営基盤強化金融支援事業	104の内数
水産多面的機能発揮対策事業	2,800
その他の災害に関する復興対策	
有珠山噴火災害に関する対策	59,736の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
雲仙岳噴火災害に関する復興対策	59,736の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
三宅島噴火災害に関する対策	59,736の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
4 合計	166,268

注：合計額は、内数分を除いた額の集計である。

第3節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与

(1) 農産・蚕糸等6部門

第57回農林水産祭参加表彰行事(平成29年8月1日から平成30年7月31日までの間)として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は302行事であり、交付した農林水産大臣賞は512点であった。

農林水産大臣賞受賞512点のうち、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

選賞は、農林水産祭中央審査委員会(会長：難波成任氏)において行われた。

(2) むらづくり部門

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された17事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会等から天皇杯等三賞の候補として推薦のあった8点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

(3) 女性の活躍

農林水産大臣賞を受賞した出品財のうち女性の活躍が著しい2点について、農林水産祭中央審査委員会の選考により内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

2 農林水産祭式典等

(1) 農林水産祭式典

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の平成30年11月23日(金)11時40分から明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者、中央・地方農林水産関係者など約800人が出席して開催され、まず、吉川貴盛農林水産大臣の挨拶、次に農林水産祭中央審査委員会会長難波成任氏の実況報告が行われた。その後、林良博(公財)日本農林漁業振興会会長から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、吉川貴盛農林水産大臣から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

(2) 天皇皇后両陛下下拝謁及び業績説明

平成31年1月18日(金)15時30分に7部門の天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

(3) 実りのフェスティバル

第57回実りのフェスティバルは、平成30年11月2日(金)から11月3日(土)の2日間、サンシャインシティワールドインポートマートビル(東京都豊島区)において開催され、初日には、秋篠宮同妃両殿下に会場の御視察をいただいた。

I 平成30年度(第57回)農林水産祭天皇杯等受賞者一覧

1 天皇杯

部 門	出品財	受賞者		表彰行事
		住 所	氏 名 等	
農産・蚕糸	経 営 (水稲・秋小麦)	北海道 雨竜郡妹背牛町	佐藤 忠美	第47回日本農業賞
園 芸	経 営 (トマト)	愛知県豊橋市	J A豊橋トマト部会 (代表 大竹 浩史)	第47回日本農業賞
畜 産	経 営 (酪農)	熊本県山鹿市	内ヶ島 賢勇* 内ヶ島 美津代*	平成29年度熊本県農業コンクール大会
林 産	経 営 (林業)	三重県 北牟婁郡紀北町	速水 亨* 速水 紫乃*	全国林業経営推奨行事
水 産	産 物 (水産加工品)	静岡県静岡市	有限会社西尾商店 (代表 西尾 公伸)	第64回全国水産加工たべもの展
多角化経営	経 営 (ねぎ)	京都府京都市	こと京都株式会社 (代表 山田 敏之)	平成29年度全国優良経営体表彰
むらづくり	むらづくり 活動	岩手県一関市	本寺地区地域づくり 推進協議会 (代表 佐々木 勝志)	第40回豊かなむらづくり全国表彰事業

注：氏名等の欄に*を付したのは、夫婦連名で表彰するもの。

2 内閣総理大臣賞

部 門	出品財	受賞者		表彰行事
		住 所	氏 名 等	
農産・蚕糸	経 営 (茶)	鹿児島県南九州市	有限会社小磯製茶 (代表 小磯 雅一)	平成29年度全国優良経営体表彰
園 芸	経 営 (多肉植物)	静岡県浜松市	株式会社カクト・ロコ (代表 野末 信子)	平成29年度農山漁村女性活躍表彰
畜 産	経 営 (肉用牛一貫)	長野県東御市	峯村 誠太郎* 峯村 伊世*	平成29年度全国優良畜産経営管理技術発表会
林 産	産 物 (木炭)	岩手県久慈市	谷地 司	平成29年度岩手県木炭品評会
水 産	産 物 (水産加工品)	静岡県焼津市	焼津冷蔵株式会社 (代表 原崎 太輔)	第15回静岡県水産加工品総合品評会
多角化経営	経 営 (在来作物)	奈良県奈良市	プロジェクト栗 (代表 三浦 雅之)	第47回日本農業賞
むらづくり	むらづくり 活動	岐阜県 加茂郡白川町	特定非営利活動法人 ゆうきハートネット (代表 佐伯 薫)	第40回豊かなむらづくり全国表彰事業

注：氏名等の欄に*を付したのは、夫婦連名で表彰するもの。

第1章 大臣官房

3 日本農林漁業振興会会長賞

部 門	出品財	受賞者		表彰行事
		住 所	氏 名 等	
農産・蚕糸	経営 (麦類)	愛知県岡崎市	二村 誓也	平成29年度全国麦作共励会
園 芸	経営 (おうとう、西洋なし、りんご)	山形県東根市	株式会社太陽のおくりもの 斉藤果樹園 (代表 斉藤 雄一郎)	第19回全国果樹技術・経営コンクール
畜 産	経営 (養豚)	山形県鶴岡市	株式会社五十嵐ファーム (代表 五十嵐 一春)	平成29年度全国優良畜産経営管理技術発表会
林 産	産 物 (木材)	岡山県真庭市	山下木材株式会社 製材工場 (代表 山下 豊)	第45回JAS製材品普及推進展示会
水 産	経営 (水産業)	熊本県天草市	益田 沙央里	平成29年度農山漁村女性活躍表彰
多角化経営	経営 (野菜・農産加工)	沖縄県 国頭郡今帰仁村	株式会社 あいあいファーム (代表 木村 修)	平成29年6次産業化優良事例表彰
むらづくり	むらづくり 活動	鹿児島県 薩摩郡さつま町	中津川区公民館 (代表 丸口 憲一)	第40回豊かなむらづくり全国表彰事業

4 女性の活躍

(1) 内閣総理大臣賞

部 門	出品財	受賞者		表彰行事
		住 所	氏 名 等	
園 芸	女性の活躍	静岡県浜松市	株式会社カクト・ロコ (代表 野末 信子)	平成29年度農山漁村女性活躍表彰

(2) 日本農林漁業振興会会長賞

部 門	出品財	受賞者		表彰行事
		住 所	氏 名 等	
水 産	女性の活躍	熊本県天草市	益田 沙央里	平成29年度農山漁村女性活躍表彰

Ⅱ 平成30年度農林水産祭むらづくり部門

ブロック	都道府県名	市町村名	受賞団体名	天皇杯等三賞
東北	岩手県	一関市	本寺地区地域づくり推進協議会	天皇杯
	秋田県	雄勝郡 羽後町	株式会社そば研	
	福島県	いわき市	貝泊コイコイ倶楽部	
関東	栃木県	鹿沼市	板荷畑いつくし美会	
	神奈川県	小田原市	美しい久野里地里山協議会	
	山梨県	甲府市	一般社団法人中道農産物加工直売組合	
北陸	新潟県	糸魚川市	上南地区地域づくり協議会	
東海	岐阜県	加茂郡 白川町	特定非営利活動法人ゆうきハートネット	内閣総理大臣賞
近畿	滋賀県	彦根市	葛籠町自治会	
	兵庫県	淡路市	山田ふるさと村づくり実行委員会	
中国四国	岡山県	高梁市	平川村定住推進協議会	
	愛媛県	宇和島市	御旗ふるさとづくり活動推進協議会	
	高知県	高岡郡 津野町	郷地区活性化委員会	
九州	福岡県	嘉麻市	小野谷行政区	
	宮崎県	東臼杵郡 椎葉村	焼畑蕎麦苦楽部	
	鹿児島県	薩摩郡 さつま町	中津川区公民館	日本農林漁業振興会 会長賞
北海道・沖縄	北海道	紋別郡 雄武町	農業生産法人株式会社神門	

農林水産大臣賞状交付点数：計17点

第4節 栄典関係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

なお、危険従事者叙勲は平成30年11月3日付け発令より漁業取締職員が授与の対象として加えられた。

1 春秋叙勲

- ア 平成30年4月29日(87名)
- 旭日中綬章 (1名)
 - 旭日小綬章 (8名)
 - 旭日双光章 (31名)
 - 旭日単光章 (22名)
 - 瑞宝重光章 (1名)
 - 瑞宝中綬章 (5名)
 - 瑞宝小綬章 (13名)
 - 瑞宝単光章 (6名)
- イ 平成30年11月3日(84名)
- 旭日重光章 (1名) ※外国人叙勲受章者
 - 旭日中綬章 (3名)
 - 旭日小綬章 (13名)
 - 旭日双光章 (18名)
 - 旭日単光章 (22名)
 - 瑞宝重光章 (1名)
 - 瑞宝中綬章 (9名)
 - 瑞宝小綬章 (11名)
 - 瑞宝双光章 (2名)
 - 瑞宝単光章 (4名)

2 危険叙勲

- 平成30年11月3日(3名)
- 瑞宝単光章 (3名)

3 春秋褒章

- ア 平成30年4月29日(34名)
- 黄綬褒章 (22名)
 - 藍綬褒章 (12名)
- イ 平成30年11月3日(45名)
- 黄綬褒章 (32名)
 - 藍綬褒章 (13名)

第5節 食料安定供給特別会計

1 食料安定供給特別会計の概要

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)及び「飼料需給安定法」(昭和27年法律第356号)に基づく米麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農業保険法」(昭和22年法律第185号)に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」(昭和39年法律第158号)に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第2条第1項第9号の規定により設置されたものであり、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分されている。

また、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)に基づく国営土地改良事業及び土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が平成20年度より一般会計に統合されたことに伴い、平成10年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち平成19年度末までに工事が完了しなかった地区における事業(以下「未完了借入事業」という。)について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、平成20年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられている。

2 平成30年度予算の概要

(1) 各勘定の概要

- ア 農業経営安定勘定
- 農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する

法律」の規定に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。

イ 食糧管理勘定

食糧管理勘定においては、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく米穀の備蓄の円滑な運営を図るための国内米の買入れ・売渡し、輸入米の買入れ・売渡し、麦の需給見通しに基づく輸入食糧麦の買入れ・売渡し及び「飼料需給安定法」に規定する飼料需給計画に基づく輸入飼料の買入れ・売渡し等に必要な経費を計上している。

国内米については買入数量 20 万 t、売却数量 20 万 t、輸入米については買入数量 77 万 t、売却数量 77 万 t、輸入食糧麦については買入数量 511 万 t、売却数量 511 万 tを見込んでいる。これらの買入及び売渡価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。輸入飼料については小麦 50 万 t、大麦 70 万 tの売却及びこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費の財源に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。

ウ 農業再保険勘定

農業再保険勘定においては、「農業保険法」に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に係る再保険事業等に必要な経費を計上している。

エ 漁船再保険勘定

漁船再保険勘定においては、「漁船損害等補償法」に基づく漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る再保険事業に必要な経費を計上している。

オ 漁業共済保険勘定

漁業共済保険勘定においては、「漁業災害補償法」に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る保険事業に必要な経費を計上している。

カ 業務勘定

業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定に共通する事務人件費等の経費を計上している。

キ 国営土地改良事業勘定

国営土地改良事業のうち未完了借入事業地区における、かんがい排水事業及び総合農地防災事業等に係る経理を取り扱い、その経理については、事業費のうち国及び受益者が負担する部分は一般

会計からの繰入金等を充てており、道県が負担する部分は借入金を充てている。

(2) 各種助成等事業

ア 農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金
(予算額：206,478,544 千円)

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する。

イ 農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金
(予算額：74,551,640 千円)

認定農業者等の収入減少による農業経営への影響を緩和することを目的として、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填するため、認定農業者等に対し交付金を交付する。

ウ 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金
(予算額：5,032,825 千円)

あらかじめ生産者等が積立てを行い、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出向けや業務向け等の販売促進等の取組、非主食用への販売の取組を実施する場合等に要する経費を補助する。

(3) 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の損益及び一般会計からの繰入れ

平成 30 年度の食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、食糧売払代の増加等により、1,898 億円の損失(前年度予算比 250 億円の減少)になると見込まれた(勘定別の損失の内訳は、食糧管理勘定 1,897 億円、業務勘定 1 億円)。

この損失については、前年度からの調整資金繰越見込額 1,130 億円に当年度の一般会計からの調整資金受入額 863 億円を加えた 1,993 億円から充てることとした。

この結果、30 年度末の調整資金残高は、95 億円と見込んだ。

注：単位未満四捨五入

3 平成 30 年度決算の概要

(1) 農業経営安定事業

農業経営安定勘定においては、農業経営安定事業に必要な経費として 1,772 億円を支出した。

(2) 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の決算損益の整理

食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、国内米の売買(12 玄米万 t 買入、15 玄米万 t 売却)、輸入米の売

買(60実(68玄米)万t買入、55実(62玄米)万t売却)、輸入食糧麦の売買(516万t(大・はだか麦27万t、小麦489万t)の買入、516万t(大・はだか麦27万t、小麦489万t)の売却)及び輸入飼料の売買(59万t(大麦26万t、小麦33万t)の買入、59万t(大麦26万t、小麦33万t)の売却)に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、業務勘定の損失額を食糧管理勘定に移して整理した結果、956億円の損失となった(勘定別の損失の内訳は、食糧管理勘定954億円、業務勘定1億円)。

この損失については、前年度からの調整資金繰越額1,706億円と当年度の一般会計からの調整資金受入額863億円を加えた2,569億円を減額して整理した。この結果、30年度末の調整資金残高は1,613億円となった。

調整資金 (単位：億円)

前年度繰越	本年度受入	本年度損失	残高
1,706	863	△956	1,613

(3) 農業再保険事業等

農業再保険勘定においては、再保険金等の支払に必要な経費として355億円、農業共済組合連合会等交付金に必要な経費として133億円、家畜共済損害防止事業に必要な経費として4億円支出した。

(4) 漁船再保険事業

漁船再保険勘定においては、漁船保険組合交付金に必要な経費として52億円、再保険金等の支払に必要な経費として1億円を支出した。

(5) 漁業共済保険事業

漁業共済保険勘定においては、漁業共済組合連合会交付金に必要な経費として50億円、保険金等の支払に必要な経費として38億円を支出した。

(6) 国営土地改良事業

国営土地改良事業勘定においては、土地改良事業に必要な経費として164億円、土地改良事業工事諸費に必要な経費として25億円を支出した。

注：単位未満切り捨て

表2 平成30年度食料安定供給特別会計歳入歳出総括表 (単位：億円)

＜歳入＞	
項目	決算額
独立行政法人納付金	253
食糧売払代	3,481
輸入食糧納付金	5
農業再保険収入	715
漁船再保険収入	88
漁業共済保険収入	111
土地改良事業費負担金等収入	89
積立金より受入	-
借入金	23
一般会計より受入	1,843
食糧証券収入	900
雑収入	133
前年度剰余金受入	996
純計額	8,641
他勘定より受入	1,058
(歳入合計)	9,699

＜歳出＞

項目	決算額
農業経営安定事業費	1,772
食糧買入費	3,074
食糧管理費	220
農業再保険費及交付金	493
漁船再保険費及交付金	54
漁業共済保険費及交付金	89
事務取扱費	102
土地改良事業費	164
土地改良事業工事諸費	25
一般会計へ繰入	18
国債整理基金特別会計へ繰入	1,063
予備費	-
純計額	7,079
他勘定へ繰入	1,058
(歳出合計)	8,137

注：単位未満切り捨てのため合計が合わないことがある。

第6節 食料の安定供給の確保

1 食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的に低下傾向で推移し、平成30年度は、米の消費が減少する中、主食用米の国内生産量が前年並みとなった一方、天候不順で小麦、大豆の国内生産量が大きく減少したこと等によ

り、37%となった。

一方、生産額ベースにおいては、平成30年度は、野菜や鶏卵等の単価下落により国内生産額が減少した一方、魚介類の輸出増加等により国内消費仕向額も減少したこと等により、66%となった。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり、平成8年度の2,670kcalをピークに近年は減少傾向にある。平成30年度は、2,443kcalとなった。

なお、平成30年度の品目別の国民1人・1日当たり供給熱量についてみると、前年度と比べ、肉類、牛乳・乳製品等が増加し、小麦、米等が減少した。

たんぱく質(P)、脂質(F)、糖質(C)による供給熱量の割合(PFC供給熱量比率)は、昭和35年度にはP:12.2%、F:11.4%、C:76.4%であったが、その後、脂質の割合が大幅に増加した。平成30年度は、P:13.0%(対前年度0.1ポイント増)、F:30.1%(同0.3ポイント増)、C:56.9%(同0.4ポイント減)となった。

(3) 食料自給率向上のための取組

食料自給率の向上を図るためには、生産面での取組のみならず、消費面での取組が大切であり、我が国の食料事情について消費者の理解を得ることが重要である。

表3 食料自給率等

(平成30年度)

供給熱量ベースの総合食料自給率(%)	37	$\frac{\text{国産熱量 } 912\text{kcal}}{\text{供給熱量 } 2,443\text{kcal}}$
生産額ベースの総合食料自給率(%)	66	$\frac{\text{食料の国内生産額 } 10.6 \text{兆}}{\text{食料の国内消費仕向額 } 16.2 \text{兆}}$
飼料自給率(%)	25	

PFC供給熱量比率(%)	
P(たんぱく質)	13.0
F(脂質)	30.1
C(糖質)	56.9

	品目別自給率(%)	国民1人・1年当たり供給純食料(kg)
米	97	53.8
小麦	12	32.4
大豆	6	6.7
野菜	77	89.9
果実	38	35.6
肉類	51(7)	33.5
鶏卵	96(12)	17.5
牛乳・乳製品	59(25)	95.7
魚介類	55	23.9

注：()内は飼料自給率を考慮した値。

そのため、食料・農業・農村基本計画に基づく生産面・消費面の取組とともに、我が国の食料自給率、食料自給力、食料安全保障について分かりやすく解説したパンフレットを作成し、広く閲覧できるようWebサイトに掲載し、我が国の食料需給の状況や農林水産業の現状について、国民に対し周知を行った。

(4) 食料自給力指標の動向

食料自給力指標は、我が国農林水産業が有する潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標であり、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、初めて示された。食料自給力指標は長期的に低下傾向にあり、平成30年度の数値はパターンA(米、小麦、大豆を中心に作付け(栄養バランスを考慮))で1,429kcal/人・日、パターンB(米、小麦、大豆を中心に作付け)で1,829kcal/人・日、パターンC(いも類を中心に作付け(栄養バランスを考慮))で2,303kcal/人・日、パターンD(いも類を中心に作付け)で2,633kcal/人・日となった。パターンC及び

Dでは、1人・1日当たり推定エネルギー必要量2,143kcalを上回るが、パターンA及びBでは、それを下回る結果となった。

表4 食料自給力指標

(平成30年度)

	食料自給力指標(kcal/人・日)	
	農産物について、再生利用可能な荒廃農地においても作付けする場合	農産物について、現在の農地で作付けする場合
パターンA (米・小麦・大豆中心) (栄養バランス考慮)	1,429	1,394
パターンB (米・小麦・大豆中心)	1,829	1,794
パターンC (いも類中心) (栄養バランス考慮)	2,303	2,241
パターンD (いも類中心)	2,633	2,571

2 総合的な食料安全保障

食料の安定供給に関する様々なリスクが存在する中で、食料の安定供給を確保するため、主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクを選定し、そのリスクごとの影響度、発生頻度、対応の必要性等について定期的に分析、評価をしており、平成30年度は、現状において食料の安定的な供給に影響を及ぼす可能性はないと評価した。さらに、国内で頻発している自然災害・異常気象のリスクについて中長期的な観点から重点的に分析し、食料の安定供給を停滞させるリスク因子の顕在化を防止するための対応策がおおむね実施されている一方、営農施設の損傷、電気・ガス・水道の停止、家庭備蓄の欠如等、一部のリスク因子については対応策の強化を図る必要があると評価した。

食品の家庭備蓄の普及推進を強化するため、「あって良かった！食料の家庭備蓄懇談会」を開催し、有識者の協力を得て、平成31年3月に「災害時に備えた食品ストックガイド」及び「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド」を作成するとともに、当省Webサイトに「家庭備蓄ポータル」を開設し、実践事例等の情報を発信した。また、当省「消費者の部屋」特別展示、各種防災展示会等での講演・出展を行った。

3 食料需給等の動向と見通し

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、世界の主要穀物等の需給動向を分析した「海外食料需給レポート(Monthly Report)」を公表した。また、10年後の世界の食料需給見通しに関する定量的な予測・分析を「世界の食料需給見通し」として平成31年3月に公表した。上記の取組に加え、公式フェイスブック「海外食料需給インフォメーション」にて、世界各国の穀物等の生育状況や作柄、食料事情等を写真や動画で紹介している。

第7節 スマート農業の実現に向けた取組

ロボット技術やICT等の先端技術を活用して、超省力・高品質生産等を可能にする農業の実現に向けて、研究開発や現場への実装を推進している。

ロボット農機の安全性確保のためにメーカーや使用者が遵守すべき事項等を定めた「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン(平成29年3月31日付生産局長通知)」について、有効性を検証した。

当該ガイドラインを踏まえ、平成30年10月に、自動走行トラクタの一般販売が開始された。

また、データを活用したスマート農業の取組を推進するため、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において、データの連携・共有・提供機能を有するデータプラットフォーム(農業データ連携基盤：WAGRI)を構築した。

第8節 環境政策の推進

1 持続可能な農林水産業に向けた取組

(1) 農林水産分野における地球温暖化対策の推進

IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change:気候変動に関する政府間パネル)の報告書によれば、地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測されている。

このような中、令和2(2020)年以降の新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が平成28年11月4日に発効し、平成30年12月にポーランドのカトヴィツェで開催された国連気候変動枠組条約第24回締約

国会議(COP24)において、パリ協定の実施指針が採択された。

我が国は、平成28年11月8日にパリ協定を締結したが、それに先駆け、平成27年7月に2030年度の温室効果ガスを2013年度比で26.0%減(2005年度比25.4%減)とする約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出しており、農林水産分野では、

- ① 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策
- ② 漁船の省エネルギー対策
- ③ 農地土壌に係る温室効果ガス削減対策
- ④ 森林吸収源対策
- ⑤ 農地土壌吸収源対策

に取り組んでいる。

また、平成29年11月の第23回締約国会議(COP23)で決定された「農業に関するコロネビア共同作業(コロネビアとは、議長国フィジーの農業研究機関名)」(4/CP.23)に基づき、平成30年12月に1回目のワークショップが開催され、気候変動に対応した技術の開発・普及等について、各加盟国、国際機関、非政府組織(NGO)等による意見交換が行われた。各国の抱える農業の脆弱性や食料安全保障上の課題が共有されるとともに、これらの課題に対する更なる技術開発や技術の現場への普及が促進されることへの期待が強調された。さらに、平成30(2018)年10月のIPCC総会において、1.5℃の気温上昇に係る影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの削減(緩和)等に関する特別報告書(正式名称は「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前の水準から1.5℃の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス(GHG)排出経路に関する特別報告書」)が、承認・受諾され、公表された。同報告書では、気温上昇が1.5℃を超えないための選択は、いずれも社会全般及び世界中で大変革を必要とする上、それらを迅速に実行することが極めて重要であることが強調されている。

国内においては、地球温暖化対策計画などを受けて、農林水産分野における温室効果ガスの排出抑制や吸収(緩和策)の取組の推進方向を具体化した「農林水産省地球温暖化対策計画」を平成29年3月に策定し、同計画に基づく緩和策を推進した。この緩和策の一環として、平成25年度から開始した省エネ設備の導入等によるCO₂の排出削減量や適切な森林管理によるCO₂の吸収量をクレジットとして認証する「J-クレジット制度」(所管官庁：経済産業省、環境省、農林水産省)の普及・促進を行った。

また緩和策と一体的に気候変動の影響に対処するため、「農林水産省気候変動適応計画」(平成27年8月策定。30年11月最終改定。)に基づき、高温等による被害を回避・軽減する適応技術や高温耐性品種の開発・普及、全国各地域における気候変動による影響や適応に関する情報提供等を行った。

平成30年12月、気候変動への適応を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進するための「気候変動適応法」が施行された。今後は、同法律に基づき、環境省を始め関係省庁と連携して、農林水産分野における気候変動適応をより一層推進することとしている。

(2) 農林水産分野における生物多様性保全の推進

「農林水産省生物多様性戦略」(平成24年2月改定)の方針に基づき、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進している。

また、農林水産業における生物多様性の主流化を進めるため、農林水産省が主催するイベントやセミナー等において、My行動宣言農林水産版のリーフレット等を活用し、国民への理解の促進に努めている。

生物多様性条約第14回締約国会議(COP14)がエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催され、生物多様性の2050年ビジョンに向けたシナリオに関する結論として、以下の3点を取りまとめられた。

① 生物多様性の主流化

エネルギー分野、鉱業、インフラ分野、製造業及び加工業における主流化が、生物多様性の損失を食い止め、戦略計画やSDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)の達成に当たり不可欠であることを強調した。

② 令和2(2020)年以降の新たな生物多様性の世界目標に関する準備プロセス

COP15(令和2年・中国)において採択される予定である、令和2年以降の新たな生物多様性の世界目標に関して、多様な関係者が参画する準備プロセスが採択された。

③ 生物多様性と気候変動

生態系を活用した気候変動への適応策や防災・減災対策を効果的に実施するための計画手法等を含む任意ガイドラインが採択された。

我が国の育種・研究開発等における海外植物遺伝資源の利用推進を図るため、遺伝資源保有国の法制度等の情報収集及び国内利用者への情報提供を行った。この中で、平成31年2月には、SDGsと遺伝資源に関する勉強会を開催し、地球規模での植物遺伝

資源の保全・利用の意義や重要性に関する知見を深めた。また、平成25年10月に加盟した「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」の締約国として拠出等を行うとともに、多数国間の制度(MLS)機能改善等に関する国際会議へ出席し、我が国から選出されたアジア地域代表のビューローメンバー(副議長)や関係省庁・関連業界と連携して、国内に不利益が及ばないよう引き続き交渉に取り組んだ。

(3) その他環境対策に関する取組

農林水産分野においてSDGsへ貢献している企業、地方自治体、市民団体の活動を紹介することで、農林水産業に関するSDGsへの理解を深め、農山漁村の持続的な発展につながる取組を推進するため、平成31年3月に、「農林水産業×環境・技術×SDGs～農山漁村からはじまるSDGs～」と題したパンフレットを公開した。

2 東日本大震災の発生に伴う災害廃棄物への対応

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理を政府一丸となって進めるため、平成24年度までに計5回にわたる災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合が開催された。

同会合において、災害廃棄物の再生利用に関しては、農林水産省、国土交通省、環境省が実施する直轄工事のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、災害廃棄物を原料としたセメントを使用する企業を総合落札方式において加点評価する取組を行うことが決定され、前年度に引き続き、平成30年度においても取組を実施した。

第9節 農林水産政策研究

1 研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命としており、政策上の重要課題や政策展開の方向に対応して、的確かつ効率的に政策研究を進めている。近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応するため、平成19年度に正式導入した領域・チーム制のもとで、平成30年度においても引き続き、行政部局と連携をとりつつ研究を推進した。また、平成21年度から開始した大学等外部に公募する委託研究のスキームを引き続き実施した。

2 主要政策研究実施課題

(1) プロジェクト研究

重点的な政策研究課題として以下のプロジェクト研究を実施した。

- ア 主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究(平成28～30年度)
- イ 我が国農産物の需要フロンティア開拓と新たなバリューチェーンの構築に関する研究(平成29年度～令和元年度)
- ウ 都市住民等による農業・農村の価値・魅力の発揮を支える多様な取組に関する研究(平成28～30年度)
- エ 農業・農村コミュニティの再生に向けた地域農業・農村社会の構造的な変化に関する研究(平成30年度～令和2年度)

(2) 行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の政策研究を実施した。

- ア OECDが開発したSAPIM(Stylized Agri-environmental Policy Impact Model)を用いた農業政策が環境に与える影響の分析
- イ 障害者の農業分野での就労促進に関する研究

(3) 農林水産政策科学研究委託事業(委託研究)

外部の研究者の幅広い知見を活用して行う研究として以下のテーマで公募、採択して実施した。

- ア 医療分野との連携による農業・農村の活性化とその波及効果及び体系的支援のあり方に関する研究(平成28～30年度)
- イ 世界の有機食品市場の動向を踏まえた我が国の有機食品市場の見通しに関する研究(平成30年度～令和2年度)
- ウ 「日本型持続可能な開発目標(SDGs)モデル」の構築に資する農業分野における成長市場の創出やイノベーション推進に関する研究(平成30年度～令和2年度)

3 研究交流

(1) 客員研究員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研究員として任命し、その専門的知見により研究の推進に有益な助言を得るようにしている。平成30年度は、総合的な視点からの助言を依頼する客員研

究員(総合)及び個別特定分野ごとの客員研究員として18名を任命し、専門的立場からの助言を依頼した。

(2) 外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者等を招へいし、当研究所の研究者との研究交流、セミナーやシンポジウムの開催を行っている。平成30年度の主な取組は以下のとおり。

ア 経済協力開発機構(OECD)より政策アナリストを招へいし、セミナー「今後10年間の世界農業の見通し、リスク及び課題」を開催した。(平成30年12月)

イ ナイジェリアよりバイオエネルギー生産に関する技術開発の専門家を招へいし、セミナー「持続可能なバイオエネルギー生産における我が国の国際貢献」を開催した。(平成31年1月)

ウ ドイツより農福連携による障害者就労や依存症克服支援に取り組む専門家2名を招へいし、シンポジウム「国内外で進展する多様な農福連携の取組」を開催した。(平成31年1月)

4 研究成果

農林水産政策研究所では、研究成果をWebサイトに掲載するとともに刊行物とし配布した。

(1) 機関誌等

ア 農林水産政策研究所レビュー
所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌としてNo.83(平成30年5月発行)～No.88(平成31年3月発行)を刊行した。

イ 農林水産政策研究
研究成果の原著論文(論文、研究ノート、調査・資料、書評)を掲載する学術的資料として刊行している。本年度は第28号(平成30年7月発行)、第29号(平成30年9月発行)を刊行した。

(2) 研究資料

研究実施課題に沿い実施された研究成果を取りまとめた研究資料として、本年度は以下を刊行した。

ア プロジェクト研究[主要国農業戦略横断・総合]研究資料

第5号(平成30年3月発行)平成29年度カントリーレポート 横断的・地域的研究、需給見通し

第6号(平成30年3月発行)平成29年度カントリーレポート 米国(米国農業法、農業経営の安定化と農業保険、SNAP-Ed)、EU(CAP 農村振興政策、フランス、英国)、韓国、台湾

第7号(平成30年3月発行)平成29年度カントリーレポート タイ、ベトナム、オーストラリア、ロシア、ブラジル

第8号(平成30年3月発行)平成29年度カントリーレポート 中国、インド、インドネシア、メキシコ、アフリカ、フィリピン

イ 農業農村構造プロジェクト【集落再生】研究資料

第2号(平成30年12月発行)平成29年度広域的連携による農業集落の再生に関する研究報告書—青森県・岩手県・岐阜県恵那市における「広域地域組織」の現地調査結果—

ウ 農業農村構造プロジェクト【センサス分析】研究資料

(平成30年12月発行)日本農業・農村構造の展開過程—2015年農業センサスの総合分析—

エ 平成28年度行政対応特別研究【飼料用米】研究資料

(平成30年8月発行)飼料用米生産が地域農業構造に与える影響に関する調査研究

第10節 情報の受発信

1 Webサイト等

Webサイト、メールマガジン及びソーシャルメディアについては、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置付け、積極的な活用を行った。

Webサイトでは、CMS(コンテンツマネジメントシステム)での多くの承認作業をスムーズに処理するため、管理者機能を強化した。

なお、平成30年度のWebサイトにおけるトップページアクセス件数は、442万件であった。

農林水産省が発行しているメールマガジンのうち、「農林水産省メールマガジン」は、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、週1回、合計52回発行した。平成30年度末において、農林水産省発行のメールマガジンは73誌、読者は延べ39万2千人となった。

上記の取組に加え、平成20年に動画共有サイト「ユーチューブ」、平成24年にフェイスブック、平成26年にツイッター、平成27年にレシピサイト「クックパッド」で省公式ページを開設した。以上のソーシャルメディアを活用し、これまで農林水産業等に関心のなかった層に対する訴求を目的に、農山漁村の風景や食にまつわることを、訴求対象にあ

わせて情報発信している。

また、省の海外向け情報全般の発信手段として、英語版 Web サイトを活用するとともに、平成 28 年に開設したフェイスブックの英語版省公式ページでは、我が国の食、農林水産物、農山漁村等に対する関心を高めるため、それらについて知見が少ない外国人にあわせて情報発信している。

2 定期刊行物等

(1) 農林水産省広報誌「aff(あふ)」

農林水産省広報誌「aff」は、主たる読者層を消費者として、農林水産業における先駆的な取組や農山漁村の魅力、食卓や消費の現状などを掲載した。毎月 2 万部発行し、全国の消費者団体、食育関係者、公立図書館、自治体、大学、報道機関等に配布するとともに、毎月、省の Web サイトにも掲載した。

また、誌面内容の企画・改善のため、毎月読者アンケートを同封し、読者の反応や意見・感想の把握を行った。

(2) こども霞が関見学デー

「こども霞が関見学デー」は、親子のふれあいを深め、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、農林水産施策に対する理解を深めることを目的として、平成 12 年度から毎年開催している。

平成 30 年度は、8 月 1 日、2 日に開催し、2 日間の来場者数(引率者含む)は、7,246 人であった。

3 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室において、政府の施策等について、国民からの理解と協力を得ることを目的として、各種媒体による広報活動を行っている。

平成 30 年度に行った当省関係の政府広報の主なものは次のとおりである。

(1) ラジオ

- ア 「秋元才加と JOY の Weekly Japan!!」
TOKYO FM 他 37 局 毎週土曜日 11:00~11:25
○ 農泊の推進について等 2 件
- イ 「秋元才加と JOY の Weekly Japan!!」内スポット (60 秒)
○ 検疫制度(動物・植物)

(2) BS 番組

- ア 「徳光&木佐の知りたいニッポン」
BS-TBS 毎週土曜日 13:00~13:30
○ 食育月間・食育推進全国大会等 3 件
- イ 「霞が関からお知らせします」
BS-TBS 毎週土曜日 13:00~13:30「徳光&木佐の知りたいニッポン」内 5 分程度
○ 検疫制度(動物・植物)等 3 件

(3) インターネットテレビ

- ノングルテン米粉製品制度について

(4) スマホヤフーバナー広告

- 木づかい運動等 6 件

(5) インターネット広告

- ITV(海外渡航の諸注意)(産経デジタル)等 11 件

(6) 音声広報 CD

- 「明日への声」
○ 食育の推進について

また、平成 30 年 7 月豪雨・北海道胆振東部地震等被災地向け広報は、以下のとおり。

- (1) 新聞広告 2 件
- (2) ポータルサイト(政府広報オンライン上特集ページ) 2 件
- (3) TVCM 1 件

第 11 節 報道発表等

1 報道発表等

農林水産行政施策等について、随時、報道発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見等
- (2) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (3) 各種審議会、国際会議、主要会議、シンポジウム等の概要
- (4) 自然災害、家畜衛生等に関する情報
- (5) 水陸稲作柄概況をはじめとした農林水産統計及び農林水産施策に関する資料

2 農林水産省後援等名義使用承認

農林水産省後援等名義の使用は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県、各種団体等が主催する諸行事(農林水産祭参加行事を含む。)の後援・協賛等577件の名義使用承認を行った。

第12節 情報システムの管理・情報セキュリティ対策

1 農林水産省行政情報システム

職員が業務上利用するパソコン、ファイルサーバ、電子メール、電子掲示板、インターネット接続等の諸機能を提供する「農林水産省行政情報システム」の運用・管理を行った。

平成31年3月に各地方農政局、北海道農政事務所及び植物防疫所の行政情報システムを農林水産省行政情報システムに統合するとともに働き方改革推進のため本省に仮想デスクトップ(VDI)及び無線LANの導入を行った。

また、農林水産省本省及び各拠点を接続する広域ネットワークである「農林水産省統合ネットワーク」の運用・管理を行った。

2 情報セキュリティ対策・人材育成

複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対し、情報セキュリティ対策の強化に努めるとともに、情報セキュリティインシデントへの迅速かつ適切な対処等に努めた。

また、平成28年に策定した「農林水産省セキュリティ・IT人材確保・育成計画」に基づき、情報セキュリティ対策及び情報システムの適切な運用・管理を行う体制の整備を図るとともに、その体制を担う、有為な人材の確保、育成に努めた。

第13節 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成30年度食料・農業・農村の動向」及び「令和元年度食料・農業・農村施策」を令和元年5月28日に閣議決定し、同日付けで第198回国会に提出した。

近年の食料・農業・農村をめぐる状況や今後の課題について、データ、図表、事例等を交えつつ記述

することで、食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを狙いとして作成した。

「平成30年度食料・農業・農村の動向」として、第1部「食料・農業・農村の動向」では、冒頭の特集で「平成30年度に多発した自然災害からの復旧・復興」、「現場への実装が進むスマート農業」、「広がりを見せる農福連携」について、続くトピックスで「農産物・食品の輸出拡大」、「規格・認証・知的財産の活用」、「消費が広がるジビエ」について記述した。また、食料・農業・農村の動向として以下を記述した。

第1章「食料の安定供給の確保」：食料自給率と食料自給力指標、グローバルマーケットの戦略的な開拓、世界の食料需給と食料安全保障の確立、食料消費の動向と食育の推進、食の安全と消費者の信頼確保、食品産業の動向、生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出

第2章「強い農業の創造」：農業産出額と生産農業所得等の動向、農業の構造改革の推進、農業生産基盤の整備と保全管理、米政策改革の動向、主要農畜産物の生産等の動向、生産現場の競争力強化等の推進、気候変動への対応等の環境政策の推進、農業を支える農業関連団体

第3章「地域資源を活かした農村の振興・活性化」：社会的変化に対応した取組、中山間地域の農業の振興、農泊の推進、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮、鳥獣被害への対応、再生可能エネルギーの活用、都市農業の振興

第4章「東日本大震災・熊本地震からの復旧・復興」：東日本大震災からの復旧・復興、熊本地震からの復旧・復興

第2部「平成30年度食料・農業・農村施策」では、平成30年度に行った食料・農業・農村に関する施策について記述した。

また、「令和元年度食料・農業・農村施策」として、令和元年度に行う食料・農業・農村施策について記述した。

第14節 検査・監察

1 検査

(1) 検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の系統組織、農林漁業信用保証団体、農業・漁業共済団体、漁船保険団体、土地改良区、中央卸売市場の卸

売業者、商品先物取引業者等の農林漁業に係る検査対象者は、農林水産物の生産・流通や農林漁業者の生活の向上等の面で大きな役割を果たしており、農林漁業が持続的に発展していくためには、これら検査対象者の健全な経営・運営を確保することが不可欠である。

このため、行政検査においては、これら検査対象者に対して法令に基づく立入検査を実施し、経営、業務運営等が適切に行われているかを検証し、問題があればそれを指摘して改善取組の促進を図ることにより、利用者、組合員等の利便性の確保につなげることとしている。

また、検査に当たっては、法令等の遵守状況(合法性)、事業目的への合致状況(合目的性)及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性(合理性)の観点、全ての検査対象者に共通する視点として検証を行っている。

さらに、信用事業を行う農漁協系統組織の一部について、金融庁との共同検査又は要請検査(単位農業協同組合を所管する都道府県の要請を受けて、都道府県と連携又は金融庁及び都道府県と連携して行う検査)を実施し、商品先物取引業者等について、経済産業省との合同検査を実施するなど、関係省庁や都道府県と連携を図っているところである。

このように、検証の視点を明確にするとともに、指導部局とも緊密に連携しつつ、検査対象者の経営の健全性や業務運営の適正性の確保に資する検査を実施している。

(2) 平成30年度の検査方針

平成30年度の検査は、次のような方針により、効率的かつ効果的に実施した。

ア 検査方針

- (ア) 法令等遵守態勢の確立、不祥事件等(役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為等)の再発防止、財務状況の健全性の確保について重点的な検査の実施
- (イ) 重要なリスクに焦点を当て、社会的影響の大きい検査対象者、事業運営面で改善の必要性が高いと認められる検査対象者に対する重点的な検査の実施
- (ウ) 検査対象者ごとのリスクカテゴリーに応じたガバナンスの不備・欠陥やリスク管理上の問題点の検証の重点化、検査対象者との双方向の議論の実施
- (エ) 都道府県からの農協系統組織及び農業共済組合等に係る要請検査の実施要請は最大限受け入

れ(特に農協系統組織の信用事業実施組合にかかる3者要請検査については優先的に実施)

- (カ) 検査対象者からの提出資料の削減、総代会等の開催日等に配慮した日程の決定など検査対象者の負担軽減

イ 統一検査事項

検査に当たっては、以下を重点項目とする。

- (ア) 経営管理態勢(又は業務運営態勢)の整備状況の検証
 - (イ) 法令等遵守態勢の整備状況の検証
 - (ウ) 利用者保護等管理態勢の整備状況の検証
 - (エ) 財務管理態勢(資産管理態勢)の整備状況の検証

ウ 検査周期

検査対象者の種類等のリスクに応じたものとし、また、経営上の課題を抱える検査対象者には、弾力的に対応している。

(3) 検査能力の向上

検査方針に則して的確な立入検査を実施するため、検査担当職員、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより、検査技術等の向上に努めた。

ア 検査職員合同研修

検査職員基礎研修	4日間	227名
簿記コース	延べ	176名
実務コース	延べ	184名
検査職員資産査定実務研修	4日間	58名
土地改良区等検査職員研修	5日間	50名
協同組合検査職員会計Ⅰ研修	4日間(科目選択制)	63名
卸売市場検査職員研修	3日間	39名
協同組合検査職員会計Ⅱ研修	4日間(科目選択制)	41名

農業共済組合等検査職員研修	4日間	54名
協同組合検査職員検査実務研修	5日間	52名

イ 検査等能力養成研修

実務研修	0名
インターン研修	3名

ウ 通信教育コース研修

金融コンプライアンスコース	
簿記コース	
ファイナンシャル・プランナーコース	
信用事業基本コース	
キャッシュフロー入門コース	
基本情報技術者コース	
など、全31コース	延べ168名

エ 検査・監察部内研修

検査責任者研修
 財務検査研修
 内部監査研修
 システムリスク研修
 など、全12研修 延べ576名

(4) 検査の実績

平成30年度の検査実績は表5のとおりである。

表5 検査実績

	対象 機関数	検査 実施数	延日数	延人 日数
農業協同組合連合会等 (要請検査)	159 —	33 35	445 416	2,699 1,993
森林組合連合会	46	10	108	412
水産業協同組合連合会等	82	23	258	1,224
農業信用基金協会	47	10	51	159
漁業信用基金協会	23	1	25	130
農業共済組合連合会 (要請検査)	16 —	7 5	54 48	255 184
漁業共済組合等	21	1	50	122
漁船保険組合	1	—	—	—
土地改良区等	4,626	49	339	801
中央卸売市場卸売業者等	160	28	259	1,001
商品先物取引業者等	59	9	229	692
農林中央金庫等	7	2	55	228
合計 (要請検査合計)	5,247 —	173 40	1,873 464	7,723 2,177

注1：農業協同組合連合会検査実施数には、連携検査1を含む。
 注2：要請検査は、都道府県からの要請を受けて行う検査であるため、外数としている。また、対象機関数は集計していない。
 注3：土地改良区等の対象機関数は、都道府県による検査実施対象の土地改良区等(都道府県の区域以下の土地改良区等で、国直轄及び国営事業等関連のもの以外のもの)を含む。なお、連合会、国直轄及び国営事業等関連の土地改良区等の対象機関数は751である。

平成30年度の監察は、次のような方針により、実施した。

- (ア) 監察の観点
- a リスクを適切に認識し、当該リスクを管理するための適切なルール及び仕組みを整備しているか
 - b リスクを管理するためのルール、仕組みに基づき、適切な業務運営及び執行がなされているか
- (イ) 監察対象業務
- 具体的な監察対象業務については、以下の観点を踏まえて選定して、監察を行った。
- a 国民に対する直接的な財産の移転若しくは役務の提供を伴う業務又はこれらに類する業務(b～gに該当するものを除く)
 - b 農林水産物の安定供給、食の安全・安心に関わる業務
 - c 広く国民・業界等に信頼性の高い重要なデータを提供する業務
 - d 地方出先機関において、周年的に行われ、処理・対象件数の多い業務
 - e 地方出先機関の長に権限が委任されている許認可、承認、検査等の業務
 - f 外部委託等を行う業務
 - g その他農林水産行政において特にリスク管理の必要性が高いと認められる業務

イ 監察の実績

本省5組織、地方出先機関4組織に対して、監察を実施した。

2 監 察

(1) 監察の趣旨

農林水産省は、平成20年度に発生した事故米問題を契機として、国民に信頼される組織とすることを目的に、職員が日常業務のあり方の点検作業を持続的に続け、改めるところは改めるという職員の意識改革を進めるために、平成23年度から国際規格であるISO31000に準拠した業務遂行上のリスクマネジメントを実施している。

監察は、業務遂行上のリスクの適切な管理を持続的に促すことにより、その適正かつ効率的・効果的な実施を確保することを目的として実施している。

(2) 平成30年度の監察について

ア 平成30年度の監察方針

3 会 計 監 査

(1) 会計監査の趣旨

農林水産省の施策の多くは、会計機関による予算の執行を通して実現されるものであり、また、農林水産省が所有する各種の財産は、会計機関による管理が行われている。

こうした会計機関が行う予算の執行や財産の管理に関する事務などは、会計法令等に基づく適切な事務であることが求められるため、内部監査としての会計監査を実施して、会計機関が会計法令等に基づく適切な事務を行っているかについて検証し、問題があればそれを指摘することにより、予算の適正かつ効率的・効果的な執行及び会計事務の適切な運用を図っている。

また、会計監査は、各会計機関が取り扱う事務の内容や前回の会計監査の結果を考慮した監査周期によって実施しており、その結果を会議や研修を通して各会計機関に周知することにより、同様の事態が発生することの防止を図っている。

(2) 平成30年度の会計監査について

ア 平成30年度の会計監査方針

平成30年度の会計監査は、次のような方針により、効率的かつ効果的に実施した。

(ア) 基本方針

- a 会計法令等に基づき、適正に会計経理が行われているか(合規性の観点)
- b 入札・契約手続における競争性の拡大及び公正性の確保に努めているか(競争性、透明性及び公正性の観点)
- c 行政支出の無駄を削減するため、単価契約や一括購入の推進に取り組んでいるか(経済性及び効率性の観点)
- d 会計機関等において、内部けん制が適切に機能しているか(リスク管理の観点)
- e 改善措置が確実に実行され継続されているか(継続的なフォローアップの観点)

(イ) 統一監査事項

(ア)の基本方針の下、限られた人員、予算等を効率的に活用して、会計監査の目的を達成するため、以下の事項を各監査部局統一の監査事項とする。

- a 契約に関する事項
- b 支出負担行為に関する事項
- c 前渡資金等に関する事項
- d 物品管理に関する事項
- e 補助金等に関する事項
- f 国有財産に関する事項

イ 会計監査の実績

本省6組織、地方出先機関13組織に対して、会計監査を実施した。